

京都府立大学自己点検・評価年次報告書 2006

京都府立大学
自己点検・評価年次報告書 2006

— 目 次 —

巻頭言

「自己点検・評価年次報告書 2006」の発刊にあたって

自己評価委員会委員長 上島 享…………… 1

「自己点検・評価年次報告書 2006」の発刊に際して

学 長 竹葉 剛…………… 2

第 1 部 京都府立大学の自己点検・評価活動を考える (5)

(1) 第三者評価に向けた取り組み

第三者評価準備委員会 築山 崇…………… 3

(2) 研究活動の外部評価に向けて

自己評価委員会 上島 享…………… 8

(3) 【講演】「分権時代における公立大学の可能性—法人化と評価システム—」

愛知芸術文化センター総長 森 正夫…………… 10

第 2 部 京都府立大学の教育活動を考える (9)

(1) 2006 年度授業評価結果について

教育課程検討委員会 …………… 24

(2) 第 7 回全学 FD 研究集会報告

教育課程等検討委員会委員長 久保 康之…………… 31

資料編

- ① 京都工芸繊維大学、京都府立医科大学及び京都府立大学の連携に関する包括協定書…………… 36
- ② 3 大学教養教育に係る単位互換実施要領…………… 37
- ③ 3 大学連携フォーラム…………… 38
- ④ 京都府立大学地域貢献型特別研究 (府大ACTR) …………… 39
- ⑤ 京都府立大学地域学術調査研究センター 公開シンポジウム「< 老い > と福祉を考える」…………… 41
- ⑥ 宮津市との連携協力包括協定締結および「天橋立シンポジウム 地域の光 再発見」…………… 42
- ⑦ 公開講座等…………… 43
- ⑧ 京都府立大学改革基本計画 (平成 18 年 12 月) …………… 46

自己評価委員会活動報告 (平成 18 年度) …………… 65

自己評価委員会名簿・編集後記…………… 66

「自己点検・評価年次報告書 2006」の発行にあたって

全学自己評価委員会 委員長 上島 享

学校教育法により、大学及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられている。京都府立大学では、2009年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることが決まった。

大学評価・学位授与機構では、認証評価の基準として次のような項目をあげている。

- ①大学の目的 ②教育研究組織 ③教員及び教育支援者 ④学生の受入 ⑤教育内容及び方法 ⑥教育の成果 ⑦学生支援等 ⑧施設・設備 ⑨教育の質の向上及び改善のためのシステム ⑩財政 ⑪管理運営

これらに加え、選択的評価事項として、a 研究活動の状況、b 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況、の2項目があり、本学ではaの研究活動に関する評価も受けることになった。

評価を受けるに際しては、濃厚な報告書（「自己評価書」）と裏付となる膨大な参考資料を作成せねばならない。これらの準備を進めるため、昨年度より学長のもとに第三者評価準備会が設置され、全学自己評価委員会とともに、認証評価に向けての取り組みを充実させつつある。

評価がどのようになされるかについては、「大学評価基準（機関別認証評価）」（大学評価・学位授与機構のホームページに掲載）に詳しく、そこには具体的な評価観点が明示されている。これらを通覧して感じることは、大学として組織的かつ制度的な取り組みが求められているということである。比較的規模が小さく、職員数も限られている本学で、高い教育・研究水準が維持されているのは、教員・事務職員の個人的な努力による点が多いと考える。かかる努力を評価担当者にも分かるように、組織全体の取り組みとして制度化していくことが必要であると痛感する。

そのほか、評価に備えた目標の設定など今後取りまねばならない課題は山積みである。認証評価に限らず、今後、定期的に種々の評価を受けねばならず、そこで高い評価を得ることが大学の組織的な発展には不可欠となる。この点を理解いただき、評価をめぐる諸活動にご協力いただきたい。

さて、本年次報告書は2部構成として、第1部では、本学の自己点検・評価活動について、第3者評価や自己評価の活動状況、また大学法人化と評価システムのあり方（講演）を取りまとめた。第2部では、第9回目を迎える本学の教育活動を考えるシリーズとして、2006年度の授業評価の結果と第7回全学FD研究集会の報告を掲載することとした。なお、最後に本学の教育・研究・地域貢献等の活動に関する資料を取りまとめた。

最後に、本報告書の刊行にあたり、原稿の執筆をいただいた学内外の皆さんに感謝の意を表するとともに、本書の刊行が遅延したことを深く詫びたい。

「自己点検・評価年次報告書 2006」の発行に際して

学長 竹葉 剛

「自己点検・評価年次報告書 2006」は、本学の教育・研究・地域貢献活動について、自己評価委員会の責任で年度ごとに編集・発行している 2006 年度版である。本報告書では、第三者評価に向けた取り組みと、授業評価、全学 FD 研究集会について取り上げられている。

第三者評価については、学長のもとに第三者評価準備委員会が組織され、福祉社会学部の築山教授が責任者となって、認証評価に向けて準備が進んでいる。準備委員会の検討の結果、評価機関を大学評価・学位授与機構とすること、評価時期を 2009 年度（申請は 2008 年）とすることがすでに決定されている。大学評価・学位授与機構では、11 項目の認証評価基準が公表されているが、いずれも大学の教育機能を中心とする基準であるので、選択的評価事項として研究活動について評価を受けることも決定している。研究活動については、教員の研究活動が学科ごとに整理された資料を作成し、それを関係する学会の研究者に評価していただき（：第三者による評価）、その評価書を付けた自己評価報告書を作成して、大学評価・学位授与機構に提出することになる。研究資料の作成方法については、自己評価委員会がフォーマットを作成することになっている。自己評価委員会および第三者評価準備委員会の活動に敬意を表したい。

授業評価については、自己評価委員会の作成した授業評価アンケートによる授業評価が、数年間にわたり個々の教員のもとで行われてきたが、本年度から学生による授業評価アンケートを全教員について実施し、その結果を大学として集計して公表することとなった。学生による授業評価活動は、私立大学を中心として早くから取り組まれており、本学の取り組みは後発となるが、本学独自の発展を期待したい。先行している大学の例では、アンケート項目の不適切さや学生のアンケート慣れもあり、必ずしも授業改善の有効な手段にはなっていないとも聞く。授業内容の改善では、全学的な集計結果も参考にはなるが、それぞれの授業で学生の反応を毎回チェックすることがより有効である。多くの教員は自分がよい授業を行っていると考えているが、学生の意見はその教員の考えとは大きく異なる場合の多いことを知ってほしい。

本学では、本学の運営や改革の方向について、学外有識者のご意見を聞く取り組みを始めており、本報告書には、その第一回（京都工芸繊維大学長 江島義道氏）と第三回（前愛知県立大学長、公立大学協会相談役 森正夫氏）の有識者の講演内容が収録されている。活用していただきたい。

第1部 京都市立大学の自己点検・評価活動を考える（5）

（1）第三者評価に向けた取り組み

第三者評価準備委員会 副委員長 築山 崇

1. 2006年度の取り組みの経過

2006年度は、前年度定められた本学における第三者評価への基本方針に沿って、今後取り組みの充実・強化が特に求められるおもな分野及び課題を明らかにするための、予備的調査に取り組んだ。

本学の第三者評価にあたって想定されている認証評価機関である、大学評価・学位授与機構が定めている評価の基準・観点にそって、学科ごとに分析・評価した結果を委員会に集約し、学部・学科や諸委員会における課題の整理、評価活動そのものの課題を明らかにする作業をおこなった。

2. 予備的調査

本年度は、基準6（教育の成果）、基準7（学生支援等）についての第2回目の調査と、基準2（教育研究組織 実施体制）と基準9（教育の質の向上及び改善のためのシステム）について各学科での点検・評価を行った。点検・評価は大学評価・学位授与機構が定めている基準・観点や根拠となる資料の項目を参照しつつ、現状の記述と評価、併せて3～5の段階評価として行った（今回は学部教育のみを対象とし大学院課程についてはあらためて行うこととした）。

予備的調査の評価様式は、基準、基準内の項目、観点、根拠資料（以上は、大学評価・学位授与機構が示した内容）、及び自己評価内容（※観点ごとの分析・評価をふまえて、基準内項目でまとめた分析評価の文章記述）、段階評価（5段階絶対評価）、段階評価へのコメント（その段階に評価する主たる理由）、評価向上のための課題・改善点、準備委員会に対する要望事項等の各項目について、記述を求めた（資料1参照）。

基準6、7についての第2回目の調査結果と、それを踏まえた基準2、9の調査については、部局長会議に資料を提出し、全学的な取り組みの強化を図った（資料2参照）。

3. 予備的調査の結果を踏まえた改善課題

（1）基準6、7の第2回予備的調査の結果と改善課題

複数の学科で低い評価が見られたのが、基準6-1-⑤「卒業（修了生）や、就職先の関係者からの意見聴取の結果から判断して教育の成果や効果が上っているか」という項目で、その評価の低さは、「結果から判断される成果」が低いのではなく、意見聴取そのものが不十分であるとするもので、この項目での全学的・組織的な取り組みが早急に必要である。

また、基準6-1-①の教育課程編成の方針に沿った達成状況を検証・評価する取り組みについても、学科によるばらつきがあり、評価の根拠となる資料の整備も含めて、取り組みの強化が必要である。

基準7の学生支援については、学生支援に関する学生のニーズの把握が不十分で、授業に関する学生意見調査の方法や、調査結果に含まれる学生支援に関するニーズへの対応を強化することが必要である。

(2) 基準2、9の予備的調査の結果を踏まえた課題

基準2「教育研究組織（実施体制）」については、全体的に高い評価であるが、教養教育の「人権論Ⅱ」の実施体制については改善すべきとの意見が出ている。これは、現在各学部の教員がリレー講座で実施しているが、形式的な授業となっているという意見、科目としての達成目標を明確にすべきとの意見などが出されているもので、人権教育実施計画委員会に対して改善に向けた検討を依頼することが確認された。

基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」については、全体的に低い評価となっている。特に、教育の状況についてのデータ整備を学科単位で集積・活用できる体制づくり、学外者からの意見聴取の実施及びその結果を教育の改善に結び付けるための仕組みづくりが課題となっている。これについては、学外者（卒業生、卒業生の就職先等）からの意見聴取、FDの一層の推進、学生による授業評価等に基づく授業改善の仕組みづくりについて、教育課程等検討委員会に検討を依頼することが確認された。

4. 次年度の体制について

以上のような予備的調査の結果とそれにもとづく改善課題の整理を踏まえて、次年度の課題について次のような事項が、第三者評価準備委員会で確認された。

<確認された事項>

- ・自己評価委員会を含め各委員会委員の改選との関係はあるが、現在の委員が継続して取り組みを進めていくこととする。自己評価委員会と当委員会との兼任は避ける。
- ・自己評価委員長も当委員会とは兼任しないこととするが、別途、両委員長が随時協議を行いながら連携を図っていくこととする。
- ・学部再編後においても生命環境学部からの委員は2名とする。
- ・新体制においては、必要に応じて部局長も加える。
- ・新体制について簡単な要綱を作成し、各委員に諮りながら確定することとする。
- ・平成19年度は自己評価書「試行版」を作成することになるため、年間スケジュールと分担を確定して作業を進めることとする。
- ・本番の評価作業にあたっては、さらに体制を強化することを検討する。

資料1 予備的調査の様式例

| 記入項目 | 記入欄 |
|--|--|
| 基準1 大学(学部・学科／専攻)の目的 | ※各学部・研究科で作成したもの(学部・学科等の目的)を参考資料として記載 |
| A. 基準 | (6・7) ※いずれかをマーク |
| B. 基準内の項目 | (1・2・3) ※いずれかをマーク |
| C. 基本的観点 | (①・②・③ ④・⑤) ※いずれかをマーク |
| D. 根拠データ・資料の名称 | |
| E. 自己評価内容 | 「観点にかかると況」 |
| ※「観点にかかると況」 「分析結果とその根拠理由」を中心に、自己評価の概要を文章記述してください。字数については、正式の報告書全体で、ひとつの基準について5,000字以内(6,7の基準の場合、観点ごとに300～1,000字程度になる)という枠がありますが、今回の試行では特に定めません。 | 「分析結果とその根拠理由」 |
| F. 段階評価 | 基本的 <u>観点</u> ごとの評価 (A B C) ※いずれかをマーク 基準内 <u>項目</u> ごとの評価 (A B C D E) ※いずれかをマーク |
| G. 段階評価へのコメント(その段階に評価する主たる理由を簡潔に) | |
| H. 評価向上のための課題・改善点 | |
| I. 準備委員会に対する要望事項等 | |

資料2 「本学における当面の評価活動の進め方について（依頼）」

本学における当面の評価活動の進め方について（依頼）

18年9月11日

部局長会議資料

第三者評価準備委員会

本学における第三者評価の取り組みの一環として、大学評価・学位授与機構が示している「基準・観点」（以下「基準」）で、準備を重点的に進めることが必要と思われる「基準」のうち、「6 教育の成果」「7 学生支援」について、昨年度末から、各学科において予備的調査・点検・評価作業を行っていただいていたが、8月11日、24日の第三者評価準備委員会において、その集約を行いました。その結果をうけて、以下のような当面の方針を確認しましたので、部局長会議等で全学の確認を経て、各学科、各種委員会等での取り組みの推進をお願いします。

記

I. 学部・学科、各種委員会等でとりくみが必要な事項

1. 現状の活動・評価体制の補強のための「先行調査項目」として、「基準」2（教育研究組織）、9（教育の質の向上及び改善のためのシステム）について、所定の様式にもとづく点検・評価作業。
2. 「基準」2、9の点検・評価については、学部・学科ではなく、対応する各種委員会（特に教育課程関係）が作業にあたる必要があるものが多いので、委員会の課題として取り組むことが必要。
3. 基準6（教育の成果）、7（学生支援等）について、17年度データにもとづく第2回の点検・評価作業。
4. 大学評価・学位授与機構による評価にあたって、「選択的評価事項A」（研究活動）を加えることとするので、外部の組織等による評価を得る方法等を、学科・分野等ごとに検討すること。
5. 「基準」6、7及び2、9についての点検・評価の結果、あらたな活動が必要と判断されるもの（外部者による教育の成果の評価、卒業生による教育課程についての評価）については、年度内に、確定、依頼するので、遅くとも20年度からのその推進が必要。

II. 上記の以来事項についての説明・関連資料等

1. 取り組みの主な課題と時期など・・・別紙表参照
2. 推進の体制について

- (1) 第三者評価準備委員会については、今年度、「先行調査項目」にもとづく、学部・学科、各種委員会等への提案を終えて、次年度からは、平成21（2009）年度に受ける大学評価学位授与機構による、第三者評価の申請、自己評価書作成の本作業にあたるため、「実施委員会（仮称）」に移行する。
- (2) 全学の自己評価委員会については、現在の体制をそのまま維持し、学部自己評価委員会と一体的な運営によって、大学が独自に作成する「自己評価書」の作成、及びその資料的根拠となる「データ集（仮称）」の作成作業にあたる。
- (3) 「第三者評価実施委員会」と全学自己評価委員会の活動の一体的推進を、学長・両委員会委員長、3

者の協議によりすすめる。

3. 第三者評価の評価項目について

- (1)「基準」1～11の以外に、選択的評価事項A（研究活動の実績）を加えて、「機構」の評価を受けるものとする。「基準」1～11のそれぞれにおける観点について、大学独自のものを加えるか否か、作業過程で判断する。
- (2)選択的評価事項A（研究活動の実績）による評価のために、「機構」が定める「研究活動実績票」の作成が必要になる。「実績票」には、「①研究成果一覧」「②研究成果の質」「③研究成果の社会・経済・文化的な貢献」の3種類に様式がある。自己評価委員会で、大学独自の「自己評価書及びデータベース」を作成するにあたっては、これらの様式を踏まえると共に、②において、大学外の研究者、学・協会等による外部評価が重視されるので、それについては、平成20（2008）年度中に外部評価が得られるよう、19（2007）年度において準備を進める。この外部評価は、競争的研究資金の獲得状況や、学術賞の受賞、論文の引用数、研究成果に関わる学会での基調・招待講演等外部者からの評価の質を示すものが求められている。

外部評価の方法については、学科の事情、分野の特性などによって異なってくると思われるので、各学科、講座等で遅くとも来年度中には検討しておく必要がある。

4. 先行調査項目6、7の報告資料の集約に基づく課題など

- (1)観点ごとの段階評価で3段階の「C」と報告されている場合が多い「学生による授業評価(6-1-3)」「卒業生に対する企業などによる大学での教育の成果に対する評価(6-1-5)」「学生のニーズの把握(7-1-3)」についての、取り組みを強める、あるいは、取り組みそのものを立ち上げる必要がある。
- (2)上記の、段階評価が低い観点は、取り組みそのもの、あるいはその評価が弱いだけでなく、評価の根拠となるデータ・資料が不備なものでもある。
- (3)今回の調査で、教育課程に対する学生による評価を把握するために、独自のアンケート調査に取り組んだ学科もあるが、その経験も踏まえて、全学的に、すでにスタートしている個々の授業に対する「意見調査」だけでなく、大学が意図する教育目的に照らして、教育課程の運用がなされているかどうかを探るための、学生による評価をシステム化する必要がある。また、これに関連して、就職先の企業や官公庁などによる評価を把握するシステムづくりにも取り組んでいく必要がある。（これらの観点到求められる資料は、基準9の評価の根拠ともなる。）

これに関連する学内委員会は、教育課程等検討委員会、学生部委員会などが想定される。

5. 先行調査にあつたての、調査票の様式の改善と記入にあつたての留意事項など

基準2、9では、システム、データの所在などが直接的な評価対象になっている項目が多いので、報告様式は6、7とほぼ同じですが、内容記述にあつたて、6、7とはかなり異なる書き方になると思われる。

(2) 全学自己評価委員会における取り組み

全学自己評価委員会 委員長 上島 享

巻頭言で述べたように、本学では2009年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受けることとなった。具体的な予定は次のようになる。

- 2008年9月 認証評価を受ける旨の申請
- 2009年6月 認証評価のための「自己評価書」等の提出
- 11月 大学評価・学位授与機構の評価担当者による訪問調査
- 2010年3月 大学評価・学位授与機構による評価結果の公表

認証評価では、「自己評価書」とその裏付けとなる資料集の作成・提出が求められている。また、大学評価・学位授与機構の評価にさいして、研究活動に関わる評価も受けことが決まった。そのため、「研究活動実績報告書」の作成・提出も必要となるが、その参考資料として事前に研究に関わる外部評価が受けておく必要があると思われる。

また、認証評価に備えて、昨年度から第三者評価準備会が設けられ、この準備会には全学自己評価委員会より数名の委員が参加している。

かかる現状を踏まえて、本年度の全学自己評価委員会では、次の4点を中心に活動を行った。

- ① 第三者評価準備会と全学自己評価委員会との職務分担、および次期『飛翔 京都府立大学白書』
- ② 研究に関わる外部評価
- ③ 教員の個人データの管理
- ④ 年次報告書の編集

以下、項目毎に説明を加える。

① 第三者評価準備会と全学自己評価委員会との職務分担、および次期『飛翔 京都府立大学白書』

第三者評価準備会では、大学評価・学位授与機構の評価基準にそって本学の教育、組織運営及び施設整備の状況の検討が進められ、認証評価時に提出する「自己評価書」作成に向けた取り組みがなされている。かかる状況のもと、当準備会と全学自己評価委員会との職務分担を明確化せねばならない。また、認証評価が必須となりその準備が進むなか、これまで5年ごとに本委員会が刊行してきた『飛翔 京都府立大学白書』（以下『府大白書』と記述）をどうするのかも検討課題となる。

これらの論点について、委員会で議論を重ねた結果、下記の結論を得た。第三者評価準備会が取り組む「自己評価書」は教育、組織運営及び施設整備に関わる事項が中心であり、本委員会では研究活動の評価に重点を置く。具体的には、認証評価において研究活動に関わる評価を受ける基礎資料を調えるため、外部評価についての検討を進めることとした。また、次期『府大白書』を別途編集することは効率的ではなく、認証評価にさいして提出する「自己評価書」に添付する参考資料（大学評価・学位授与機構では「大学自ら掲載している自己評価書」と呼んでいる）をもとにして、次期『府大白書』の編纂を行うこととした。

これらの点は、第三者評価準備会に報告し、合意を得た。

② 研究に関わる外部評価

①での結論にもとづき全学自己評価委員会が担うことになった研究活動に関する外部評価について議論を重ね、具体的な案の策定を進めた。

大学評価・学位授与の認証評価で提出する「研究活動実績報告書」は学部・研究科単位で作成することになるが、中身は個人の研究業績評価が中心となっている。したがって、外部評価でも、個人の業績評価を集約する形で、学部・研究科単位で依頼するのが望ましいと考えられる。また、現在の学部・研究科の枠組みで外部評価を受けることとした。

認証評価の予定を考慮すると、2007年度末までに外部評価委員を選定し、各委員に評価を依頼し、2008年8月までに評価委員より評価書を受け取ることが必要となる。そのため、2007年12月までに学内で研究に関わる個人データを集約することが求められる。

外部評価委員の数については、各学部・研究科の見解を踏まえ、文学部は4～10名、人間環境学部は4～10名、福祉社会学部は6名、農学部は5～12名で検討することとした。評価委員に支払う謝金についても議論をし、その予算要求を行った。

③ 教員の個人データの管理

全学自己評価委員会が定期的に教員の個人データを集約し、諸評価活動に備えねばならない。また、外部評価の具体的な内容を確定する上でも、個人データは必要で、本年度末までに集約することとした。なお、教員の個人データのフォーマット（エクセルファイル）作成とその管理は、全学自己評価委員会委員の個人的な努力によりなされている。この点を改善し、予算要求を含めて、組織的な取り組みが求められている。

④ 年次報告書の編集

『京都府立大学 自己点検・評価年次報告書2006』には、今年度の全学自己評価委員会の活動を含め、本学の評価活動の現状をまとめるとともに、関連する諸記事を掲載することとし、それに向けた検討を進めてきた。その成果として刊行されるのが本書である。

以上、本年度の全学自己評価委員会の活動の概要を記した。

(3) 分権時代における公立大学の可能性—法人化と評価システム—

森 正夫 愛知芸術文化センター総長

本学では、大学改革を進めるにあたり、様々な分野でご活躍の有識者からご意見を聴くため、懇談会を開催しています。平成19年2月21日(水)の第3回の懇談会では、元愛知県立大学学長で、現在、愛知芸術文化センター総長をつとめられる森正夫氏にご講演いただきました。その内容は、特に公立大学の法人化と大学評価システムに焦点をあてたものであり、本学の評価活動を進める上で重要な論点を示されていることから、今回、ご了解を得て、本論部分を掲載するものです。

【講演録】

1. 分権時代の現段階における法人化の位置

■行政改革・地方分権・分権型社会と大学改革・大学法人化

私は、法人化の話が始まったときには、公立大学の運営を担当する立場にありましたので、次のように考えておりました。もし国立大学が法人化すると、私立大学と国立大学は法人格を持てるようになるのだが、このままで放っておかれると公立大学は法人格を持ってないままで終わる。公立大学の中で法人格を持ちたいと思う大学が出てきたときに、それが持てないということでは、いろいろ不便なことが起きるのではないだろうか。法人格を持って自立をしたいという新しい活動スタイルを持てなくなるのではないか。公立大学が法人格を取得するためには、やはり努力をしなければいけないのではないか。このような考えをもっておりましたので、現場でいろいろ疑問とか批判とか思っていたらご在席の皆さまとは、若干立場が違っていたかもしれません。

ただ、まず国立大学の法人化が検討の俎上に上がりましたときに、私を含む公立大学の4人の学長に国立大学法人を創るための調査検討会議のメンバーになれという、文部省(現:文部科学省)の依頼がありまして、その検討会議では、法人化してもなんとか大学らしさを保持することができるような、納得できる法人のあり方を国立大学が身に付けてくれるように、そういう立場で発言をしていた次第であります。公立大学を直接所管する総務省の対応は若干遅れましたけれども、結局、地方独立行政法人の一環として公立大学も法人格を持つような準備をしようということになりまして、その段階から、公立大学協会に当時出来ておりました法人化問題特別委員会の委員長という役職にありましたので、文部科学省、総務省と、どのようなあり方が可能かということで随分とやりとりをして、その都度、公大協にも報告し、また公大協の意見を持って文科省や総務省とあたるということをいたしました。そういう経験がございます。

レジュメの最初に「分権時代の現段階における法人化の位置」と書いてありますのは、以下のようなことを考えたからです。ひょっとしたら先生方や多くの日本の国公立大学の教職員は、法人化は極めて他律的に外側から押し付けられた感があるかもしれない。あるいは、私どものような公立大学協会の役員としては、公立大学が法人格を持つようにだけはしておかなければいけないという義務感があつたかもしれないけれども、国立大学の法人化がなければ、そんなことは考えなかったかもしれない。いずれにしても、どこか外側から押し付けられたとか、消極的に立たざるを得ないとか、一般的には我々はそういうポジションにありました。しかしながら、この間、日本の社会とそれを動かしている政治のあり方そのものが、

実は相当大きく変わってきておりまして、そういう中で公立大学の法人化というのは、ただ国立大学が法人化したから法人化した、だから法人格を取れるようにしておかなければいけない、というものでは必ずしもなかったのではないかと。また完全に理論的に整理できていないんですけれども、法人化というのは実はそれなりの社会的な基盤があったのではないかと、と最近思っております。そうした整理ができると、外在的に外からやってきた、押し付けられた、嫌々やらなければいけないというふうな気持ちが薄らいで、積極的な意味を見いだせるのではないかと感じもしているのです。

ご承知のように、国立大学の法人化や地方独立行政法人の創設という話がおこるずっと前、90年代の初めに、大学設置基準の大綱化が行われまして、一般教育と専門教育の区別の解消をはじめとして、いわば大学の研究教育のシステムの自由化、それによる自己改革ということが始まっていたわけです。ですから、流れの初めのほうにはそういう動きがあった。

それから数年後、地方分権推進法が施行されまして、地方分権推進委員会が発足しました。その翌年には男女共同参画2000年プランが政府によって打ち出されました。つまり、大学の改革は既に始まっていたし、また、それから数年して、地方分権という行政制度の改革が始まっていた。社会の中で特定の組織や人間が権力を集中して持つというあり方は正しくない、セントラリゼーション（centralization）の持っているさまざまな欠陥をディセントラルな方向に持っていこうというディセントラリゼーション（decentralization）の動きが始まっております、その1つが、男女共同参画2000年プランというように形で現れていたわけでありまして。

一方で、レーガン、中曽根、そしてサッチャーらによる1980年代からの行政改革が進行していた。特に彼らは小さな政府をつくろう、すべて官ではなくて民にやらせようというふうに考えていたわけですが、そうした行政改革がずっと引き続いており、90年代の終わりになりました行政改革会議が最終報告を出しまして、ここで行政機能の減量（アウトソーシング）実現のための手段として独立行政法人創設、そして官から民へ・国から地方へという方向の推進が行われたわけです。これは、大学改革や地方分権、分権型社会とはまた違った筋として進んでくる。我々はまず、行政改革の中の行政機能の減量、独立行政法人の創設ということから法人化というものを考えておりましたから、ここからスタートしますけれども、実は、別の筋があり、大学も変わらなければいけない。地方と中央の関係も変わらなければいけない。権利がより分散し、お互いに対等な資格で共同した活動をしなればいけないような社会のあり方がいい、というふうになってきていたわけです。

平成11年、行政改革の筋に沿って独立行政法人通則法が施行された翌々年、平成13年には、実はディセントラリゼーションの筋で情報公開法が成立しました。これは薬害エイズの問題が非常に大きなきっかけになったわけですが、情報公開法が出来ますと、男女共同参画2000年プランが出来たときよりも、もっとはっきりした形で、ディセントラリゼーションが浸透し始めたわけです。そして、大学改革も、いわば設置基準の大綱化だけにとどまらず、競争的環境の中で「個性輝く大学」をスローガンに掲げた大学審議会の答申が平成10年に出るに至りまして、一層加速されることになりました。

大学については、このあたりから、行政改革の筋とディセントラリゼーションの一環としての大学改革の筋とが絡んでまいります。先ほど申し上げました我々4人の公立大学の学長が招集されて、国立大学の学長、一般の有識者や文科省の幹部等々と「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」を立ち上げましたのは、考えてみると、意外に早く、平成11年、独立行政法人通則法が施行された翌年の平成12年であったことが分かります。ここから先は確かに、大学法人化のテンポが進みました。公大協でも法人化問題特別委員会をつくり、公立大学法人についての第一次案、第二次案、第三次案というプランをつくっ

て、文科省や総務省にアピールしてまいりました。平成14年には、公立大学法人化に関する基本的主張が簡潔にまとまるというところまでまいりました。

結局、平成15年に、国立大学法人法が制定され、地方独立行政法人法もこのとき制定されたわけですが、大学改革のほうでは法人化とはまた別の動きがありました。平成10年の「個性輝く」という答申の前段にあった競争的環境の醸成をめぐる、小泉内閣になってからの経済財政諮問会議で、遠山文科科学大臣が大学の構造改革を提案して、その中で国公私を通じた競争的資金拡充を提起したのです。平成14年には21世紀COEが開始され、平成15年には特色GP、翌16年現代GPが開始されるというふうに、改革の別の競争的な環境をつくるという側面が強化された次第であります。

このように見ていきますと、先ほど言ったディセントラリゼーションというのがどこまで進んだかということは、例えば情報公開一つにしましても、公共事業、福祉、医療、環境保護政策、それから発端になった葉害の問題をはじめとしまして、相当情報公開が進んで、従来の日本の社会のあり方も変わってきました。男女共同参画の進展もご存知の通りです。すなわち、分権型社会もそれなりに成長し、下からの分権といえますか、市民分権あるいは生活分権といえますか、そういうような状況が出てきたのではないかと思います。

以上述べてまいりましたように、法人化には「行政改革」という狙いが内包されていることは、はっきりしているわけでありますけれども、他方で地方分権が進み、それと並行して分権型社会が成長しつつあることを考えますと、単純に合理化、行革と言い切れない、権限の分散や下からの発言権の増大という動きの中で大学改革も並行して進み、大学を取り巻く環境も変わってきたということが分かるわけです。

公立大学は幸か不幸か、地方自治体あるいは自治体連合事務組合の設置にかかりますので、地方分権の進行の影響も受けると同時に、ある意味では国立大学より裸の形で分権型社会のいろいろな社会的変化の中に投げ出されたという感もするわけでございます。まだ完全に理論化できておりませんが、公立大学の法人化を考えると、このように、行政改革あるいは独立行政法人の筋だけから考えるのではなくて、地方分権とか分権型社会の進行の中で考える。そのことによって我々は、大学と社会や、大学と市民やあるいは地域住民との関係を考えることができるようになると思われまます。

今のようなことを考えるヒントになりましたのは、九州大学の大学院法学研究科の藪野祐三さんという方がおまとめになりました『ローカル・デモクラシー』I・II（法律文化社、2005年）というご著書がございます。桂木隆夫さんという方は、学習院大学の先生であります。昔風で言えば法哲学でありますけれども、「公共とは何か、公共の秩序とは何か」ということを考えておられる方でありまして、ハーバーマスの公共性の構造転換にも触れておられる方ですが、最近『公共哲学とはなんだろう』（勁草書房、2005年）というご本を出版されました。こうした理論的な努力が、私のお話したことの背景にあるということをお話しておきたいと思ひます。

それから配付資料の『現代の高等教育』というIDEの雑誌の中に、公立大学協会会長であり、島根県立大学学長をつとめ、国際政治学あるいは中国におけるフィールドワークのほうでも活躍されております宇野重昭先生が、『公立の現状と課題「公共」の立場の確立をめざして』という論文を書いておられます。私が今言ったことは若干関係がありますし、先の2つの著作は宇野先生にご紹介いただいた本でもあります。

同じIDE論文である私の『公立大学論』では、公立大学のほうが学部数や学生数、教員数も少なく、いろいろな弱点を持っているようだけれども、それは裏を返せば、より容易にアイデンティティをつくり、より明快なガバナンスを確立しうる条件であり、それと同時に地域社会との連携を不可欠な任務として持

っていることを指摘し、これらが公立大学の発展の可能性を開くものだ、ということ、戦後の公立大学の形成過程の分析を前提に書いたものであります。

そのほか、『公立大学の法人化』ということで北九州市立大学長の矢田先生が書いていらっしゃいます。北九州市立大学は今最も活発な公立大学の一つであります、その活動を法人化に即して総括していただいております、お手元にあります資料「北の翼」は、北九州市立大学の改革を中期計画の推進という形で非常に見やすい表にされたものであります。私が今考えようとしていることの背景にはこのような文献もございます。皆様には、一度、日常的にお考えの枠組みとはちょっと違った角度から、公立大学全体や他の公立大学のことをご覧になることも意味があるかと思えます。

■大学における経営概念のもつ意味

皆さん、特に文系の皆さんは、経営という概念に非常に強い疑いの目を持っていらっしゃるのではないかと思います。実際公立大学協会に行きまして、経営学部の先生で学長になられた方々等々のお話を聞いていますと、これはもう全然発想が違うなと思ったこともありますし、学生時代には経済学部でも、経済学科はまだ理解できるけれども、経営というのは随分遠いところにあるなという気持ちをもったこともあります。

しかしながら、私も名古屋大学の文学部で東洋史学講座の主任教授になり、また文学部長になったりしておりますと、いや応なしに、入学者の確保とか、卒業生の質の向上ということを契機にしまして、名古屋大学文学部東洋史学研究室や名古屋大学文学部の経営ということを考えざるを得なくなりました。あるいは名古屋大学の学生部長等になりますと、学生の就職というものを真剣に考えなければいけないような場面にしばしば直面いたしました。

地方独立行政法人法については、ご存じのように「経営」という言葉がはっきりと出てまいります。これは国立大学法人法にもありますが、「公立大学法人は、当該公立大学法人の経営に関する事業事項を審議する機関（経営審議機関）を置くものとする」とありまして、これから経営というものが入ってくる。これは、はっきり言いますが、まだ何も方法が確立されているわけではない。これから考えていかなければいけないものであります、そのときに非常に面白いと思いましたのは、県立広島大学長であり、京都大学で経営学を講じてこられた赤岡先生が、公大協のマネジメント専門委員会の委員長として書かれたメモの一部であります。大学と他の組織等の差異を自覚した経営やマネジメントの必要性ということを非常に強く強調されておまして、そうした点が自覚されるならば、有効な経営ができるのではないかということも考え、法人化を機会にそういうことを考えていただいてもいいなという気がしたわけであります。

先生によりますと、大学と他の組織とは随分違うということです。contingentとかcontingencyという英語がございますけれども、環境的適合理論というのが訳として出来上がっているそうですが、そういうものの中で組織構造と業務内容の属性の適合が公立を規定するということが明らかになってきたと言っておられます。つまり、大量生産型産業の企業で、現場の人の自由裁量が低い組織ですと、経営分析は容易で、例外は少ない。ところが、研究所とか大学は現場の自由裁量が非常に大きい組織でありまして、分析が困難で、例外が非常に多いということが明らかになってきた、公立大学のマネジメントを考えるとときには、やはりこの点を抑えなければいけないということを言っておられます。これから京都府立大学も法人化において理事長・学長分離型の際に、設置者によって任命された理事長を持つわけです。今まで22ほど法人化した公立大学の中で分離型が数校ございますけれども、理事長がこの大量型生産型産業と研究所・大学との違いをはっきりと認識しておられるケースは成功しているけれども、そうでないケースにはいろ

いろと問題もあるという状況が見てとれます。

経営という発想は必要ですし、経営という概念を我々も身に付けていかなければいけない。しかし、大学の特徴についての認識を踏まえた上での経営であるべきではないかと考えております。ですから、理事長の選任ということは分離型で法人を新しくつくる時に決定的に重要だ、ということは申し上げておきたいと思っています。

■法人化の原理としての業務の公共性、透明性、自主性

分権時代の現段階における法人化の位置について考えていなければいけない点としまして、法人化の原理としての業務の公共性、透明性、自主性というのがあります。地法独立行政法人法第三条では、「地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するように努めなければならない。2. 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。3. この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分考慮されなければならない」と書かれています。

この2番目の「透明性」「業務内容の公開」、住民に知っていただくということは、皆さんよくご存じでございます。3番目の「業務運営における自主性」ということも、数少ないメリットがあるとするれば、ここだというふうにお考えになっているのではないかと思います。1番目の「業務の公共性」というところでは、どうしても直営する必要はないけれども、住民の生活や地域社会、地域経済の安定にとって必要な公共性を持つから法人化すると言っています。これらの法の精神だけは、自分たちで考えるときも、設置者と交渉するときも、府立医科大学等々と議論するときも、踏まえておく必要があるのではないかと、公立大学にとって有用かつ不可欠な発想ではないかと思っています。

2. 公立大学法人の法制的特徴

■独立行政法人通則法との共通性

地方独立行政法人法といいますが、やはり根っこは独立行政法人通則法にあるということは自覚しておかなければいけない。地方独立行政法人法は「この法律において“地方独立行政法人”とは」から書き出しますが、通則法では「独立行政法人とは」から始まっております。「住民の生活、地域社会及び地域経済」のところは「国民生活及び社会経済」に、「地方公共団体」のところは「国」になっております。それから、「自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるもの」という言い方。直営する必要はないけれど、放っておいたらいけないもの、というところは、国の通則法にも該当条文がございます。それから、「業務の公共性、透明性及び自主性」のところを、改めて見てみますと、そこも通則法の言い換えであることが分かりまして、行革会議がアウトソーシングをやるとうことで決めた独立行政法人通則法との共通性ははっきりとあることを、自覚しておく必要があると思います。

それから通則法と一致する点で是非認識していただきたい点は、第57条であります。公大協としては、総務省、文科省と交渉して公立大学法人に関する特例を設けていただきましたが、実はこの57条というのは、そういう交渉のときの枠外にあったことで、通則法の考え方がそのまま地独法に入ってきたところで、「一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」。

この「職員」というのは、教職員を含んでいるのはお察しの通りであります。これは、通則法の中にある「特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものではない」とあるのを言い換えたにすぎません。ということは、公立大学法人の場合、給与については、勤務成績が考慮されるのが原則であるということでもあります。ただし、出発した22公立大学法人の中でも、それをやるかやらないか、あるいは、やるにしてもどのようなやり方でやるかということについては、いろいろ差異がございます。

先ほどの北九州市立大学の「北の翼」を見ていただきますと、これは非常によく出来ていると思うのは、飛翔する飛行機の図の前方に「経営」というのがあって、前部が「経営」ということになっています。中央部が「教育」と「研究」、そして飛行機の後ろのほうに「社会貢献」というのがありますが、この「経営」の部分の左側の下のほうに「人事制度」というのがございます。「教員人事制度」の構築の下に、「教員評価システムの導入」ということを言っております。北九州市立大学がこういうことを実施されるのは、今言った地方独立行政法人法57条が一つの基盤になっているということをご紹介しますとお思います。

■独立行政法人通則法と異なる地方独立行政法人法の特徴

公立大学法人の法制的特徴の中で私がどうしても理解していただきたいと思うし、皆さまからぜひ、学長先生を先頭にして設置者のほうに言っていただきたいと思っておりますのは、地方独立行政法人法はわざわざ第七章に「公立大学法人に関する特例」を設けているということです。まず名称の特例で、大学の場合には「公立大学法人」という文字を用いなければならないということが規定されています。これは公大協の主張しているところでもありましたけれども、受け止めてもらったわけです。

一番大事なのに、結構、既存の法人化大学で重視されていないのは、第69条の「教育研究の特性への配慮」という条項であります。ここでは「設立団体は、公立大学法人に係る地独法の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない」ということを言っております。これは、教育研究の専門性、中立性、自主性を十分重んじなければいけないという配慮条項でありまして、地方独立行政法人法案作成過程における公立大学協会と総務省・文部科学省との間の交渉では、両省は、この69条というのが他の関連条項の縛りにもなるということをはっきり言っておりました。ところが、最近の法人化の議論をいろんな形で聞いておりますと、あまり教育研究の特性への配慮ということに立ち返っている発言が見られない。また、理事長や理事の中でもこれを無視している方もあるようですけれども、とても大事な条項でございます。

理事長の任命については、原則は、「公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款でさだめるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。」というふうに、分離型も例外として認めることができることになったわけです。現実には分離をしていて非常にメリットが出てきたところもございまして。例えば北九州市立大学の場合には、実業界から出られました今の理事長さんが、大学の特徴を非常によく理解されていまして、設置者と交渉するときに理事長と学長とがタッグを組んで、いろいろと設置者を説得したというケースも多いようでございまして。定期的な協議、しかし日常的には大学のことは学長がリードするという形も安定しているようでありますし、そういうふうに必要なときには共同して設置者に立ち向かえるという点でメリットがあるかと思っております。こうした例は他にもございまして。

それから、教員の任命については、学長を別に任命する大学におきましても、あくまでも学長の申し出に基づき行うという事項が入っていることも大切なことだと思っております。

一番重要なのは中期目標の期間でありまして、通則法では3～5年という非常に短い期間で業績をチェックすることになっているわけですが、これは国立大学と同じように公立大学も6年間という相対的に長い期間を認められております。

もう一つ、非常に大事なことは、中期目標において定める事項、中期目標を達成するための中期計画において定める事項のことです。通則法では、「中期目標の期間」、「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」を定めることとなっています。大学のところだけは、これらに加えて「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項」というのがあります。要するに、教育研究及び組織運営について自己点検評価を行って、評価委員会はそれを媒介にして評価するということが書いてあるわけでありまして、これは、期間を3～5年ではなく6年に延ばしてあるということとともに、決定的に重要なところだということでご記憶いただければと思っております。

中期目標を定める際における公立大学法人との関係ですが、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければいけないということが決まっております。

もう一つ、ものすごく重要なのは、認証評価機関の評価の活用であります。中期目標の期間における業務実績の評価ですけれども、教育研究については「中期目標期間の業務の実績の評価を行うに当たっては、学校教育法第六十九条の三第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。」すなわち認証評価を踏まえる、ということが書いてあるわけです。つまり、専門性・中立性を保ち、長期の単位で評価してくれる専門的な機関の評価を踏まえてやりなさいということでありまして、評価委員会が恣意的に行ってはいけないということが書いてあるわけです。これについても公立大学協会に属しているさまざまな方のご意見が反映されたものと考えております。

■総務省・文部科学省と公立大学協会との交渉の成果と想定外の結果

この法制的特徴の中で言っておきたいことは、「総務省・文部科学省と公立大学協会との交渉の成果と想定外の結果」であります。大学における教育研究の特性の尊重は確かに受け入れてくれたのですが、教授会の位置付けについては我々の方からかなり熱心に質問しましたが、総務省・文科省は、「教授会については、学校教育法第五十九条に、重要事項審議するために教授会を置かねばならないという規定が残るから、教授会はやはり重要な審議ができますよ」ということでありました。それ以上の回答は得られず、かわされたという感があります。ただし、これは実際には、地独法の公立大学法人の特例の一環として規定されているところの経営審議機関と教育研究審議機関の役割が大きいわけでありまして、それと教授会の関連については各大学で考えることになっております。公立大学法人制度上では、教授会の位置付けというのはありません。

それから、「最初の学長の任命」で、最初の学長をどうやって選ぶかということは、経営審議機関や教育研究審議機関からの選出者により構成される選考機関の選考に基づいて行う方式が準用されると思っていたのですが、制定された地法独立行政法人法を見ると、「学長となる理事長の場合には設立団体の長が、学長を理事長とは別に任命する場合には理事長が任命する」ということになっておりまして、大変驚いたわけでありまして。ただ、この規定がある以上は、最初の学長については、どういうふうにして任命するかということについて、大学側がしっかりとした交渉を設置者との間でしておく必要があると思っております。

3. 法人評価の特色

■地方独立行政法人評価委員会の役割

法人評価というのはいわば独立行政法人システムの要に当たりますので、特例の有無にかかわらず、必ずかかってまいります。このことは非常に重要でありますのでポイントだけ申し上げておきますが、業務運営の適正性・効率性、すなわち公共性ですね。それから透明性。それを保障する要としての評価委員会というものがあると思います。透明性を保障するための業務実績の評価というのは、住民への業務内容の公表の前提でありまして、評価委員会がきちんと評価することによってはじめて、住民へ業務内容と評価が付けられて公表されるわけです。こういうことをやるのがすべて評価委員会でありますので、いかに評価委員会が重要かということが分かっていただけたらと思います。

目標を立て、その目標をどの程度まで実現したかを評価するシステムの導入というのは、地方独立行政法人制度における業務運営の要です。その要の仕事をつかさどるのが、地方独立行政法人評価委員会です。評価委員会は、中期目標の6年の期間が終わったときに、業務実績の全体について総合的に評定し、当該地方独立行政法人の組織のあり方、その他組織・業務の全般、及び業務を継続させる必要性について検討します。その前提として、各事業年度において中期計画の実施状況と調査・分析し、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評価を行っていきます。そういうことを踏まえまして最後の6年が終わった段階で、業務実績の全体を総合的に評価し、これからこの法人を存続させる必要があるかどうか、あるいは利益があった場合にはどのように配分するか、損失はどのように処理するか、ということを行うわけです。

■評価委員会の作業内容と公立大学法人の対応

評価委員会の作業内容で、是非知っておいていただきたいことがあります。それは、地方独立行政法人法によると、法人設立以前に評価委員会がやらなければいけないことがいくつかあるわけです。設立団体設定の中期目標に対して意見を言わなければいけない。それから、法人の作成する中期計画への設立団体による認可に対して、この計画で認可していいのかどうかという意見を言わなければいけないわけです。また、法人役員に対する報酬及び手当の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかということについても、意見を言わなければいけない。つまり、法人がスタートする前に評価委員会は既に組織されていて、中期目標、中期計画、役員報酬について意見を言わなければいけないわけです。

一般に地方独立行政法人の中期目標は、設立団体の長が定め、これを当該法人に指示するというようになっておりますが、公立大学法人の中期目標については、その教育・研究の特性に配慮したいくつかの特例が設けられている。だから、公立大学法人の中期目標というのは、まず設立団体の長が作るのではなくて、大学の研究・教育の特性を踏まえた素案を公立大学法人側が作って、設立団体の長がそれを尊重しつつ定めることが自然で、現実に今まで開設された公立大学法人でもそうした手順が踏まれております。

ただ、地方独立行政法人法では、あくまでも中期目標は設立団体の長が作ることになっていますから、例えば京都府知事が、公立大学法人〔となる予定の府立2大学〕側の素案を尊重しながら自分の意見を述べるのは当然の権限でありますし、公立大学法人側はそれを受け止めて何らかの対応を行わなければいけない。したがって、公立大学法人が素案を作成して、一方で設立団体の長の意見を受け止めるというプロセスにおいて、評価委員会の役割が非常に重要になってくる。つまり、公立大学法人と設置団体の長は中期目標を作るときには評価委員会の意見を必ず聴かなければいけないわけでありまして、最初に法人が設立

団体の長に代わって素案を作るとしても、その素案を評価委員会に見せて意見を聴いておくことが必要なんですね。

私は名古屋市公立大学法人評価委員長をしておりますけれども、名古屋市立大学の場合、評価委員会は、発足前年の秋の10月ごろから組織されて、のっけから中期目標についての議論をいたしました。中期計画につきましても、法人が作成するのですけれども、「評価委員会の意見を聴かなければいけない」ということが規定されております。それがなくては設立団体の長はイエスとかノーとか言えないわけでありまして、中期計画についても、やはり公立大学法人側作成の原案に対して評価委員会は率直に意見を述べ、法人が必要な説明ないし反論をするというプロセスが必要かと思っております。それをきちんとやっておきますと、大学法人と設立団体の長の間で無用な誤解や混乱を避けることができますし、評価委員会は外部の者だけによって構成されておりますから、外部のいい知恵を拝借することもできます。

■中期目標の期間における業務実績評価と認証評価

それから、法人設立の一年後から、業務実績の年度別評価を行っていくわけですが、この段階で公立大学法人サイドにとって大事なことはどういうことを指摘しておきたいと思っております。先ほど「大学の教育・研究の特性を考えて、評価に際して、長期性、中立性、専門性を必要とする」ことを申し上げました。これは、7年に1回行われる認証評価をもって6年間の中期目標期間中の教育研究の評価に代える段階について申し上げたのですが、教育研究はこの時点だけでなく、毎年行われております。したがって、各年度において評価委員会は教育研究の評価をどのように行うのかという問題が出てまいります。これは先行の各公立大学法人とも非常に工夫をしているところでありまして。例えば、大阪府立大学ではこうなっております。「年度別業務実績評価の一事例—大阪府地方独立行政法人評価委員会の公立大学法人大阪府立大学に対する評価方針」を定め、この中に「項目評価のうち、教育研究等の質の向上に関する項目については、教育研究の特性への配慮から、専門的な観点からの評価を行わないこととし、公立大学法人の方では、年度計画の小項目ごとに進行状況の自己点検を行い、実績報告書において年度計画の記載項目ごとに事業の外形的・客観的な進行状況を記述式により記載する」。他方、これを受けて「評価委員会が小項目ごとに事業の進行状況を確認する。これについてはほかの項目と違って5段階評価を行わない。特筆すべき点や遅れている点についてはコメントを付す。」ということになっております。年度別の業績評価のときにも、教育研究の専門性・中立性を尊重するとともに、長期にわたって評価しないと分からないこともありますので、自己評価をする公立大学法人大阪府立大学では事業の外形的・客観的な進行状況を、記述式で報告するにとどめる。評価委員会のほうも、外形的・客観的進行を記述式で評価するということでもあります。年度別の業務実績評価についてはこの辺の注意が肝心であります。

お手元にございます資料の「公立大学法人名古屋市立大学の年度評価実施要領」を見ていただきますと、名古屋市立大学法人の場合にも同じような配慮が行われていることがお分かりと思っております。

資料の最後に名古屋市立大学の中期目標を掲げておきましたが、前文の表題に「大学の基本的な理念—すべての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす」とあります。この中期目標は、名古屋市立大学の学長先生が、かなり熱を入れてお書きになり、評価委員会も種々意見を申し上げましたけれども、学長さんの情熱や見識が通ったところがございます。ただし、前文の箇所にも、中期目標全体の随所にも、名古屋市長のほうから強く出ておりました環境問題の解決にも挑戦してほしいという要求とか、あるいは健康と福祉に関する市民の生活の向上に努めてほしいという要求がくみ入れられています。これは一つの市が設置した公立大学法人の例ですが、前文のところに、そうした学長兼理事長の見識と、市長の側の要求

がくみ入れられているところに特徴があります。

4. 認証評価の活用

■大学評価としての認証評価の枠組—大学評価・学位授与機構に即して—

認証評価というのは、法人化しようとしまいと7年に1回受けなければいけないわけですが、公立大学法人の場合には、中期目標の達成についての法人評価に際してもこの認証評価を踏まえることになっておりますので、公立大学にとっては国立大学よりもさらに重要性を持つということがあります。

配付資料は、認証評価機関の一つである大学評価・学位授与機構が作成したものであります。最初のところには、認証評価とはどういうものかということが書いてありますが、「自己評価に基づく評価」というのが決定的に重要なところでございます。その次に「ピア・レビューを中心とした評価」ということで、その大学の専門性を考えて評価者が選ばれ、その上で評価が行われます。それから、結果は全部公表されます。このあたりは非常に大切なところではないかと思っております、単なる大学評価・学位授与機構のアピール以上に、認証評価というものの本質的意義が書かれていると思います。

■認証評価の基本的内容と活用の試み—大学評価・学位授与機構「大学評価基準」に即して—

資料のゴシックで書いてあるところは、大学評価・学位授与機構の大学評価基準ですが、その後に明朝体で記されているところがございます。これは、私が大学評価・学位授与機構の機関別認証評価委員会委員としての過去2年の経験を踏まえまして、案外見落とされるかもしれないけれども大切なところであるとか、あるいは認証評価を受ける大学の改革にとって必要であると思われるところを抜いたものであります。

基準2の教育研究体制(実施体制)のところを見ていただきますと、「教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか」とありますが、これは非常に重要なところでありまして、評価する側がかなり緻密な注意を払うところでございます。それは教養教育がどんなに重要かということが分かっているからであります、京都府立大学の場合には、新しい法人の設立に当たりまして3大学共通の教養教育の実施体制をつくっていかうということを考えておられますので、そこがしっかりと自己評価されていることが必要であると思われま。教養教育については非常に重要な部分だと考えております。

基準5の「教育の内容・方法」は、個別項目ともいべき「観点」の数が非常に多く、ご記述なさるのが非常に面倒なところではないかと思われま。大学院課程も同じように教育の内容・方法を書かなければいけないわけでありまして、大学院のところもおそろかにせず、しっかりと教育しているというところを書いていただき、評価する側もしっかりと見るというのが一つのポイントであります。

もう一つが「授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか」というところです。この観点の意味は、個々の教員の教育内容と研究業績との関係を問うているのではなく、その学部あるいは研究科として教育内容が、現在の学問研究の水準と相即的であることについて注意が払われているかどうかということでありまして、学部や研究科としての教育内容と、学問研究水準の関係です。どのように書いていくかというのは非常に難しいところではありますが、注意を喚起しておきたいと思われま。

それから、自主学習や基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているかどうかについてです。この点は、教員各個人としては常にお考えのところではありますが、組織として自主学習や、基礎学力不足の学生への配慮も、今日の学生の状況を考えますと非常に大切なことになってまいりま。

また、学士課程で、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているかということも、大切なことだと思います。府立大学の学生便覧を見せていただきましたが、成績について学生が疑問を持ったときに訴えることができるという明示的な個所がどうもないように思います。そのところについてはやはり、ご注意いただきたいと考えております。

それから、「教育の成果」のところではありますが、ここは全体として、各学年や卒業（修了）時等において学生が付ける資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているかを見なければいけない。こういうことを自己評価して書くのはとても難しいと思います。しかしながら、難しいけれども、工夫をすることによって、教育の成果や効果について自分たち自身の問題点や欠点を確認するには、非常に大切なところではないかと思えます。

基準7の「学生支援等」ですけれども、サークル活動や自治会活動等の課外活動についても、評価に際して重要なおところでもあります。学生の人間としての豊かな資質を伸ばすということも大学教育の非常に重要な目的ですので、その意味でこのところが大切になってきます。それから、健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメント相談等々の助言体制についても、しっかりと自己評価が必要です。

学生便覧に非常にきちんと書いてありますけれども、実際に相談に行くときに、例えば女性には相談しにくいところで相談相手が男性であったり、保健婦さんがどのように活用されているかということも重要です。実際にその大学が組織としてどういう活動をやっているだろうかという視点で見ますと、やはりこういう点もとても大事だと思います。要するに、学生の立場に立つ発想が必要なおところだと思います。

「施設・設備」のところでは、バリアフリーの問題とか情報ネットワークの問題というのも、障害をもった学生、あるいは最近のパソコンを使い、これからも使っていかなければいけない学生にとっては、非常に大切なおところがございます、注意が必要です。要するに、やはりここも学生の立場に立ってみるといった整備の姿勢が必要かと思っています。

「教育の質の向上及び改善のためのシステム」ですけれども、この基準9というのはすごく大事なところではないかと思えます。教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているかどうか。データの収集、蓄積というのは非常に難しいのですが、さらに整理が難しいところなんです。学生の意見の聴取についても、ただ形式的にアンケートをとっているということではなくて、アンケートをとった結果が教育の状況についての教員側の自己点検評価に生かされているかどうかということが、やはり組織的に点検されなければいけない。学外関係者や卒業生（修了生）や就職の関係者の意見というもの、組織的に継続的に聞いておかなければいけない。

それから、私が特に大事だと感じましたのは、基準9の「評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取り組みが行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか」ということです。評価結果のフィードバックによる実際の教育活動の改善ということが、非常に大切なことではないかと思っております。

実際にそんなにきれいに、ファカルティ・デベロップメントが教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか資料はないかもしれません。けれども、もしなければ、みんなで協力し、そうした資料を新たに作成することを通して必要な確認をしていただく。泥縄でも構わないけれども、泥縄によっていろいろ分かることがあるわけですので、そうした努力が必要だと思います。それから、教育支援者や教育補助者にもご留意下さい。例えば教育補助者というのはTA等ですけれども、彼らの質の向上のための努力をすることについても自己点検が必要です。

最後に、「管理運営」です。学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているかどうか。法人化になってきますと理事長との関係もありますし、組織形態も変わりますので、いろいろな問題点が出てきますけれども、どういうふうにその大学が運営されているかということは、学生にとっても決定的な問題ですので、もし問題があれば改善をしておく必要があるかと思っております。

自己評価の作成や結果の公開については、京都府立大学の場合は、非常に丁寧になさっているような気がしますので、ここで特に申し上げる必要はないのですが、基準11の「適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているとともに、大学の構成委員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか」、つまり学外には発信しない情報でも、大学の構成員がある時期の評議会や議事録や重要な学内委員会の決定などを見ようと思ったときに、きちんとそれがデータベース化されて、見られるようになっているかどうかという問いかけにも注意を喚起しておきます。こうしたデータの整理は、ただ評価されるからやむなく行うというのではなくて、実際活動にとっても非常に大切なところであります。これは事務方のご協力によることも非常に大きいわけですが、そのあたりも大切だと思います。これは認証評価の傾向と対策という意味では決してなくて、本当に、教育の質の向上という点から見て、決定的なところではないかと思っております。

選択的評価事項についてはAの「研究」とBの「地域貢献・社会貢献等」がございすけれども、Aの「研究」については、主として研究活動の状況について客観的、外形的に証明できるところに焦点があるということを示していると思います。Bの「地域貢献・社会貢献等」については、いろいろ創意のある書き方ができると考えております。

研究の評価をどうしていくかというのは非常に難しいところでもありますけれども、もし、認証評価をもって研究評価に代えるということを京都府立大学が選択されるとするならば、あえて、このところで選択をされるということも必要かと考えております。

それから、法人の中期目標の期間（6年）と認証評価のサイクル（7年）の関係ということも、手順が狂いますと無駄なことを2回も繰り返さないといけないことになりますので、そのところもお考えいただきたいと思っております。

5. 競争的資金と京都府立大学

■科学研究費採択課題数における特色

お手元に配布した2005年度版は、まだ刊行されていない未定稿なのですが、私と名古屋大学で副総長を共にしておりました野村さんという方（平成19年3月まで東京電機大学副学長）が、東大の生産技術研究の方々と共同でこの7、8年、科研費の採択状況を大学研究活性度の調査研究に使えないかということで努力してこられた成果の一つであります。公立大学については、いろいろな意味で国立大学の量的な勢いに圧倒されてしまい、国公私を通したトップフィフティを提示しても、殆どが国立大学と巨大私学で占められ、状況がなかなか分からないため、公立大学の状況を知りたいというご要望があったことから、苦心して今つくっていらっしゃるものであります。私も相談を受けましたので、若干意見を申し上げました。

科研費の教員一人当たりの応募数および採択率の比較を見ますと、国立大学に比べて若干下回っているというところが公立大学の特徴です。採択研究課題数と配分金額との割合を見ますと、公立大学の採択研究課題数は、国公立大学の教員数の割合にほぼ等しいことが分かります。そういう意味では別に公立大学が怠けているわけではないのですが、先ほどの一人当たりの応募数という尺度で切ってみますと、差がかなりあるように思います。

また、公立大学は、基盤研究のS（期間5年、1課題5,000万円～1億円程度）、A、B（期間2～4年、1課題500万円～5,000万円）が少なく、基盤研究のC（期間2～4年、1課題500万円以下）が圧倒的に多いのです。これは、公立大学の学部数や学科数が少ない、研究者の層が薄いということと関係があると思われますが、客観的なデータでございます。

そして2005年度のすべての研究課題数についてですが、上位100位の中には、東京大学、京都大学をトップにして、規模の大きい公立大学しか入りません。公立大学だけの採択課題研究数を見ますと、京都市立大学は上から16番目で、くしくも私が3年前まで学長をつとめていた愛知県立大学と肩を並べております。規模の大きい大学と、京都市立医大を中心とする医科大学がやはり優位にあるということは、物的条件の違いかと思えます。

人文社会系の状況では、京都市立大学の採択研究課題数は全部で13件、公立大学の中で12位となっております。分野別の採択研究課題数を見ますと、人文学分野では8件で公立大学の中では6位、社会科学分野では5件、12位となっております。人文学分野の分科別で見ますと、採択研究課題数が言語学で1件、史学が6件というように、この大学の特徴を示しているように思います。社会科学分野の分科のところを見ますと、京都市立大学は社会学で1件入っております。それから教育学のほうでは3件と健闘しております。

理工系になりますと、これは学部学科構成との関係でありまして、京都市立大学は工学の建築学で1件入っております。

京都市立大学の特徴を非常によく表しているのは生物系でございます。公立大学の中では14位、採択研究課題数20件です。分野別で見ますと、農学で非常に高いシェアがございます。生物学分野の分科の中では、生物科学のほうでノミネートされております。農学分野では、農学、農芸化学、林学、畜産学・獣医学、境界農学等の各分科において実績があります。

また、総合・新領域系では、総合領域分野の生活科学分科で2件、複合新領域分野ではジェンダーの分科で1件となっております。

公立大学の総採択研究課題数及び教員一人当たりの採択研究課題数によるランキングを見ますと、京都市立大学は、これも愛知県立大学と仲良く肩を並べておりまして、だいたい上の真ん中くらいで、全体としてかなり頑張っておられるということが分かります。

今回こういう作業をしております。府立大学はどうも愛知県立大学と似ているところがあるなと思いましたが、どこが似ているかという、分野による不均等はあるけれど、科研費では頑張る。しかし、COEやGPになると、もう一つ足が出ていない。愛知県立大学はようやく、5年ほどたって初めて教育GPでパスいたしました。結局、京都市立大学においても、愛知県立大学においても、教員間で専門を超えた大学にふさわしい協力体制をつくっていくのが非常に難しいということかなと思えます。

6. 京都市立大学改革基本計画（案）について

京都市立大学改革基本計画を見せていただきまして、私が思いましたのは、ひとつは公共政策学部・研究科の設置です。これは「福祉社会学部の再編」とありますが、社会科学の教育研究を担う学部設置の意義は非常に大きいと思えます。愛知県立大学でも、社会科学のニーズというのは、学内にもありますし、学外でも強いんですが、なかなかこういうふうに踏み切れなかったのですが、京都市立大学が新しく公共政策学部開設に踏み切られたということの意義は大きい。しかし、今多くの法科大学院が公共政策にシフトすることが予測されています。そういう中でこれから公共政策学部の卒業生、修了生の就職確保という

のは大変だろうと思われま。京都府が積極的にサポートする必要があるのではないかと考えます。もし、京都府が積極的に公共政策学部をつくれと言っているのであれば、そういうことについても考えてもらうように要求すべきではないかと思ひます。

それから、教養教育の共同化というのは非常に大切なことだと思ひます。この共同化によって教養教育の可能性を豊かに大きくするという意義があると思ひました。ただ、実施の条件としまして、カリキュラムや時間表の編成や、交通アクセスの問題や、大教室の新築の問題等があると思ひます。これについてはすでにお考えがあるようでございますけれども、ぜひ頑張っていたきたいと思ひます。運営基盤の強化というところについては、京都府が大学の意見を聞いて中期目標を作成とありましたが、先ほども言ひましたように、大学のほうでしっかりした素案をおつくりになり、設置者だけではなくて評価委員会とも意見を闘わせて、充実したものにしたいと思ひます。

「法人化後」ということで、京都府が設置する評価委員会の運営評価の実施とありましたが、私は、評価委員会の構成、評価委員長を誰にするか、「法人化以前」における評価委員会をどういふふうにつくるか、そして中期目標・中期計画作成にどのように関与するか、ということも大切なことではないかと思ひていひます。

それから、改革の工程表につきましては、理事長・学長分離型による法人経営ということで、難しい問題でございますけれども、理事長に立派な人に来ていただき、その理事長と学長との協力によって、先ほども申しましたように成果を上げることもできると思ひます。本当に、いい方に来ていただければいいなと願っている次第であります。

(文責：京都府立大学事務局)

(1) 平成18年度前期授業評価結果について

学生による授業評価に対する各学部学科等報告書

教育課程等検討委員会

まえがき

この報告書は、「京都府立大学 学生による授業評価実施要領」(平成18年3月29日策定)にもとづき、平成18年度前期授業科目(専任教員担当分)を対象に試行的に実施された「学生による授業評価」の結果をまとめたものである。

各学部学科専攻において、1教員につき1科目を原則として評価対象科目を選定し、若干の調整を経て対象科目を確定の上、平成18年7月の授業時にアンケートを実施した。

以下、学部ごとに全般的傾向を略述した上で、各学科専攻ごとの報告を掲載する。各学部の冒頭に記された学部全体にわたる記述の部分は、各学部選出の教育課程等検討委員会委員(FD検討小委員会委員)が分担執筆した。それに続く学科・専攻等報告は、各学科・専攻の責任において作成提出された報告書をそのまま掲載している。

本来、学科・専攻等報告書は、全学報告書として編集された上で京都府立大学HP(アクセスフリー)に掲載し公開されるものである(「実施要領」第11条第2項)。ただし今回の授業評価はあくまでも試行的実施であってHPには掲載せず、紙媒体で全教員に配布する。

また「実施要領」策定時に確定された「学科・専攻等報告書」の様式における報告項目は、(1)「授業評価の内容の全体的な傾向」(2)「学生による授業評価を踏まえての授業改善の具体策」の二点である。今回の報告書には、これに加えて(3)「学生による授業評価の実施方法などに関する意見・要望」も記載されている。(3)は今後の授業評価実施方法の改善に資する目的で、報告書作成の依頼文書(平成18年10月1日付)においてお願いした項目であり、ほとんどの学科・専攻等報告書が(3)に関する記述を含んでいる。今回は第1回の試行的実施でもあり、授業評価の実施方法には今後なお改善の余地があるものと判断される為、敢えて(3)の項目についても紙媒体の全学報告書にそのまま掲載することとした。

今回寄せられた多数の意見を参考にし、今後とも実施方法等に不断の改善を加えていながら、授業改善という本来の趣旨にかなうべく実りのある授業評価にこれからも取り組んでいきたいと考える。そのためにも全学教員ならびに学生のご理解とご協力を願う次第である。

平成19年3月7日

教育課程等検討委員会

FD検討小委員会委員長 中 純夫

学部学科等報告書

「試行的実施でありHPには掲載しない」という本報告書の扱いに鑑みて、各学部学科専攻の執筆に係る部分は科目名の提示にとどめて、以下に続く本文は省略した。

1 文 学 部

1. 授業評価の全般的傾向

授業評価の結果は、全般的におおむね良好であったと言える。授業内容に対する理解度、学生の理解度を測りながらの授業の進行、といった点に対する評価項目でやや低い評価を得た科目が存在する。これは授業方法に改善の余地がある面とともに、学生の側の予備知識の有無(ex高校での履修・未履修)や興味関心のあり方の差異(ex教養における英語の場合)など、学生の側に起因するケースもある。また声の聞き取りにくさを指摘する自由記述も散見したが、教員の側が大きな声と明瞭な口調で講義を行うよう心がけるべきであることは当然として、受講数に対して教室が広すぎる等、ハード面に改善の余地がある場合も少なからず存在する。教室の空調の不備を指摘する意見も多数存在した。授業評価の結果は教員、学生、そして施設や授業環境に責任を負うべき大学当局の三者がそれぞれに真摯に受けとめ、改善に対する取り組みを総合的に講じていく必要がある。

2. 改善に向けての取り組み状況

板書の字を丁寧に書く、ホワイトボード用のペンを補充してうすくかすれた板書にならないようにする、授業内容を厳選することで授業進度を適正化する、聞き取りやすい明瞭な口調を心がける等、個々の教員から身近でかつ具体的な改善策が提起された。このような地道な取り組みの積み重ねが、今後の本学全体の授業改善に大きく資するものと考えられる。これに加えて、上述したようなハード面の問題点はすみやかに大学当局に働きかけ、可能な限り改善するように取り組んでいくべきである。

3. 「学生による授業評価」実施上の問題点・改善点に関する意見

「受講生が少数である場合、回答者の匿名性が保たれるか」「授業の内容や実態に照らして相応しくない質問項目が含まれている(ex教科書使用の授業に対し、プリントや視聴覚教材の効果的活用について問う/リスニングの授業に対し、議論・討論・質疑応答の活発さを問う)」「講読科目に講義科目用の調査用紙を使用するのは不適切」「HPへの公開は慎重に」といった意見が寄せられた。

【授業評価の対象となった授業科目名】

I 文学科 国文学・中国文学専攻

- : 国語学概論 I
- : 中国文学史研究 I
- : 国文学史研究
- : 国文学基礎演習 I
- : 中国文学基礎演習 I
- : 国文学演習 III

II 文学科 西洋文学専攻

- : 英語英米文学基礎演習 I
- : 英文学概論
- : 英米の文化と社会 a
- : 英語リスニング実習
- : 英語ライティング実習
- : 英語史
- : ドイツ文学基礎演習 I

: ドイツ文学演習II
: 英語IIIA

: 西洋史概論I・西洋史概論A

III 史学科

: 日本史史料講読I
: 考古学実習
: 日本古文書講読III
: 日本史概論I
: 地誌学A・B
: 日本文化史史料講読III
: 東洋史概論I
: 東洋史史料講読V
: 西洋史学研究I

IV 国際文化学科

: 国際文化論I
: 朝鮮文化論
: 儒教文化圏研究
: 英語文化圏研究
: 日本文化研究I
: 言語文化研究I
: 文化交流研究II
: 日本文化基礎講読I b
: 文学
: 外国語(英語)

2 福祉社会学部

1. 授業評価の内容の全体的な傾向

全体として、概ね良好な評価であった。学生による授業評価が講義平均より幾分か下回った講義はあるが、特別に問題のあった講義はない。

特徴的であったことは、総じて「若手教員」の平均点が高いことであった。このことの原因としては、①学生の意識動向をより正確につかんでいること、②視聴覚教材の利用、議論・質問がしやすくなる工夫など、授業方法に工夫が見られること、③授業に対する取り組みがフレッシュなこと、など様々に考えられるが、今後、学部全体としてもよく分析して今後の教訓としたい。

また全体として、「授業への熱意、意気込み、活気」の点については良好であった。

平均より低い科目の特徴としては、「進度」、「学生の理解力を測りながら進める」、「説明・指導」、「板書」などで問題点のある場合が多かった。

2. 学生による授業評価を踏まえての授業改善の具体策

「進度」を適性にする、「学生の理解力を測りながら進める」ことなどについては、今後すぐに、ある程度の改善をおこなうことが可能であろう。

また「板書」、「説明・指導」法、「口調」などは、一朝一夕には解決することが難しい部分もあるが、改善を意識することで一定の成果は期待されよう。

「学生の理解力を測りながら」については、学生の基礎学力の実態、あるいは(特に1回生の場合には)大学教育に関して抱いているイメージなどについても総合的に検討していく必要がある。

さらに、学生自身もこれらのアンケートに答える際の姿勢として、授業とはどのようなものであるべきかという問題について、主体的に考えてくれるようになることが期待される。その点に関わって、学生との交流・討論も必要であろう。

また条件整備の問題として、次のような指摘があった。

①一般に、ゲスト講師を招いた授業の評価は高い。財政的な援助も含めた制度として、ゲスト講師を

招くシステムを設けられないか。

②教室の空調についての意見が多数あった。もう少し柔軟な冷暖房が、実現できないのか。

3. 「学生による意見調査」実施上の問題点・改善点についての意見

- ◎アンケートの回収を学生に依頼し、教師には、集計結果だけが知らされるようにできないか。(匿名性をより厳密に担保するため。)
- ・質問紙を作成および平均の集計に際して、授業規模別に少なくとも2グループには分けるべきではないか。例えば100人未満と100人以上、のように。
- ・質問項目をもう少し絞れないか。特に3の質問は重複があるのではないか。
- ・「質問のしやすさ」を、大規模な授業で聞いても、あるいは規模を問わずに比較しても、あまり意味がないのではないか。
- ・1(c)④「ノートはきちんととった」の項目は、必要か。
- ・個々の教員が、質問したいことを独自に付け加えられるようにならないか。
- ・記述回答の項目の中に、「よかったこと」を書く欄があってもいいのではないか。(教師にとって励みになる)
- ・「ハード面」だけは、別に質問項目を設けられないか。
- ・ホームページに掲載する際、文中で具体的な数値を出すか否か、検討の必要がある。

【授業評価の対象となった授業科目名】

- | | |
|---|---|
| <p>I 福祉社会学科 法・経済学講座</p> <ul style="list-style-type: none"> : 経済政策論 : 社会保障論 : 行政法Ⅱ : 経済学概論 : 財政学 | <ul style="list-style-type: none"> : 保健医療福祉論 (山野尚美) : コミュニティワーク (中根成寿) |
| <p>II 福祉社会学科 福祉・社会学講座</p> <ul style="list-style-type: none"> : 地域福祉論 (高原正興) : 児童福祉論 (津崎哲雄) : 老人福祉論 (上掛利博) : 社会福祉援助技術論 (中村佐織) | <p>III 福祉社会学科 教育・心理学講座</p> <ul style="list-style-type: none"> : 実験計画法 : 障害児(者)教育論 : 教育方法論A : 社会心理学 : 教育学原論 : 生涯学習論/生涯学習論Ⅰ : 人格発達論 |

3 人間環境学部

1. 授業評価の内容の全体的な傾向

学生の自己評価、学生による授業評価とも、評価の高い科目から低い科目まで幅が認められた。一部をのぞき、「声が大きく、口調は明瞭で聞き取りやすい」「授業に熱意や意気込みが感じられる」「プリントや視覚教材が効果的」などの点で、おおむね高い評価となった。一方、「質問や発言がしやすい」

「授業はほぼ完全に理解できる内容であった」などの点でおおむね低い評価となった。

以上より全般的な傾向として、各教員がそれぞれ熱意をもち、工夫して授業にのぞんでいることは学生にも伝わっているものの、受講生とのやりとりを通して授業内容を完全に理解させるまでにはいたっていないことが指摘できる。

2. 学生による授業評価を踏まえての授業改善の具体策

学生の理解力を測りながら進めることが、大きな課題である。このためには、「質問や発言がしやすい」授業環境をつくること、または、一部の教員により実施されているような、質問票・質問メールのやりとりのような実践を導入することが効果的であると考えられる。これらのことは、多くの内容を全15回でこなさなければならない講義科目では困難な点もあるが、少しずつでも導入していくべきである。

授業のレベルについては、専門性が高すぎて理解に困難を感じる学生がいる一方、より高いレベルを期待する学生もおり、授業のなかで学生に了解を求めていくことが必要である。

また、一部の授業評価に見られた、「声が大きく、口調は明瞭で聞き取りやすい」「黒板の文字や図」への低い評価については、教員の意識改善とともにマイクやプレゼンテーション機器の導入や充実により改善が可能である。

3. 「学生による意見調査」実施上の問題点・改善点についての意見

質問項目について

- ・授業外での、出席カードや電子メールでの質問についても評価してほしい。
- ・「熱意と意気込み」と「活気がある」は別概念であり別項目にすべきである。
- ・「自宅学習を十分にしなくても容易に理解できる講義」には、その講義じたいに問題があると考えるので対処してほしい。

集計方法について

- ・当該学科の専門科目全体の平均点、当該学科当該学年の専門科目全体の平均点を追加すべき。
- ・受講登録者における単位取得率も考慮されたい。
- ・学生の、「受講した理由」ごとに分けて集計したほうが対策を立てやすい。
- ・「半分以上の授業に欠席・遅刻した学生」は「公正に評価する資格」がないと考えられる。平均点の計算から除外することを検討すべきである。また、当該学生にはそのことを通告し、自覚せしめるべきである。

実施方法について

- ・改善策を検討し、どのように効果があったのか検証する必要がある。
- ・結果を参考にして「ベスト教育賞」を授与しては（他大学に例あり）。
- ・講義の改善には、アンケート回答と成績との相関を分析することが不可欠。匿名によるアンケートではそれが不可能なので、中立性と公正性を確保するうえでも第三者機関による実施が必要。
- ・結果の公表については教員自身に概要をまとめさせるのではなく、結果はすべてそのまま公開すべき。公正性を確保するためと、回答者に責任を自覚させるため。教員の感想も公開すべき。

施設・設備について

- ・6号館は受講者に比べて部屋が狭く、道路からの騒音が授業環境を損ねる。
- ・図書館視聴覚室の機器整備をのぞむ。

学生について

- ・学生側の甘えを感じた。
- ・講義の本質は学生にはなかなか理解しにくいものであり(このような評価によって)学問の本質が形骸化してしまわないか懸念。

【授業評価の対象となった授業科目名】

I 食保健学科

- : 栄養学総論
- : 栄養生理学
- : 食品化学
- : 食品材料学
- : 食品衛生学
- : 食品の調理と加工
- : 食事学
- : 公衆栄養学
- : 栄養病理学

: 建築史Ⅱ

Ⅲ 環境デザイン学科生活デザイン専攻

- : 人間工学
- : 緑環境システム学
- : 庭園デザイン
- : システムデザイン論
- : 図学
- : 生活デザイン演習Ⅲ

Ⅱ 環境デザイン学科住環境学専攻

- : 福祉空間計画学
- : 住宅・都市行政論、都市計画論
- : 生活環境論
- : 構造力学基礎
- : ハウジング論
- : 住宅設計学
- : 建築環境工学総論

Ⅳ 環境情報学科

- : 化学Ⅰ
- : 情報処理概論
- : 基礎物理学Ⅰ
- : 基礎化学Ⅰ
- : 基礎生物学Ⅰ
- : 有機化学Ⅰ
- : 情報伝達論
- : 応用物理学実験

4 農学部

1. 授業評価の取り組み状況

本学部で統一的な授業評価の取り組みは初めてであり、すべての教師が評価内容をまじめに検討している。

2. 授業評価結果の全般的傾向

- 数学系、物理系、および統計の授業で理解が不十分な傾向にある。これは単に授業改善だけでは解決せず、入試、あるいはカリキュラムなどの改善が必要と考えられる。
- 個々の授業では講義ごとの小テスト、毎回アンケートなど意欲的な取り組みがあり、成果が上がっている。また教科書に相当するプリントを自作、配布し、スライドに用いた図もすべて印刷して配布し、さらにweb上からダウンロードできるようにするなど、行き届いた手当をし、高い評価をうけた授業もあった。
- 施設面での不満が多く見られた。教室が狭い、冷房が効かない、効き過ぎる。ライトのアレンジ

が悪く、(スクリーンを見やすくするように) 黒板付近のライトだけを消すことができない。教室が清潔でない。蚊が多いなどであり、施設面での改善が望まれる。

- d 実験では班の構成人数が多すぎるとの批判もあった(生物生産科学科)が、これも現状の施設では解決せず、より、広い実験室が望まれる。

3. 改善に向けての取り組み状況

これまでも一部の教師はアンケートなどで聞いていたが、大多数の教師は学生の授業についての意見を聞く場所はなかった。今回のアンケートで批判を初めて聞いた教師もあったと思われ、授業改善の取り組みが始まった。

板書が読みづらいとの批判が少なからずあり、改善すると答えており、今後取り組まれると考えられる。また、視聴覚機器の利用も考えられている。理解の不十分である授業では小テストなどの導入も必要であろう。しかし、これがかなりな負担になる場合があり、TAによる小テストの採点などの補助を望む声があった。

【授業評価の対象となった授業科目名】

I 生物生産科学科

- : 育種学総論
- : 育種学各論
- : 果樹園芸学総論
- : 蔬菜園芸学各論
- : 植物病理学概論
- : 動物生産学概論
- : 動物栄養学
- : 環境保全型農業論
- : 農業経営学各論
- : 資源作物学
- : 生物統計学
- : 植物統計学
- : 生物生産基礎実験Ⅲ
- : 生物学実験及び同実験法
- : 生物生産基礎実習
- : 科学英語 I

II 森林科学科

- : 森林環境学
- : 森林植物学実習

: 砂防学 I

: 木材組織学

: 材料力学

: 林産化学

: 森林計画学Ⅱ

: 木質材料学Ⅱ

: 木材物理学実験及び同実験法

: 科学英語 I

III 生物資源化学科

: 化学通論 I

: 環境化学

: 化学通論Ⅱ

: 科学英語 I

: 分子栄養学 I

: 醗酵生理学 I

: 応用微生物学

: 酵素化学

: 生物高分子学Ⅱ

: 生物資源化学実験Ⅲ

: 遺伝子工学

(2) 第7回全学FD研究集会報告

「新教養教育に望まれるもの—高校教育の現場から—」

教育課程等検討委員会 委員長 久保 康之

今年度の全学FD研究集会は、11月24日午後2時から5時半まで、第3講義室において「新教養教育に望まれるもの—高校教育の現場から—」をテーマに59名の教職員が参加して開催された。本年度のFD集会は平成20年度からの新教養教育の実施にあたり、導入期教育や高大連携のあり方を探ることを狙いとした。とくに平成15年4月実施の学習指導要領に伴う主要カリキュラムの削減等により、高校生の学力低下を危惧する声が高まりつつある。そこで、今年度のFD集会では府内の高校教員を講師として招き学習指導要領改正に対する現場の対応や高校教育の現状についての報告を通じて大学教育に対する提言をお願いし、新教養教育の実施や高大連携の推進にいかすことを目的とした。

集会は、教育課程等検討委員会小委員会の中純夫委員長のもとに進められ、本学農学研究科、金本龍平教授が本学における大学教育の現況について報告の後、京都府内の高校から京都女子高等学校 川畑篤久進路指導係主任、府立嵯峨野高等学校 小川雅史進路指導部長、府立宮津高等学校 中道 浩教務部長の3名の教員に講演をいただき、さらに府教委から須原洋次総括指導主事の講演をいただいた。金本教授からは大学の単位制度を主題として学生の履修単位数の分布などの具体的データを提示して本学における履修実態についての報告があり、単位認定のあり方や対社会的に

客観的な評価のあり方について意見の提示があった。川畑進路指導係主任からは受験やキャリア形成という視点から大学を見たときの高校生の意識について報告をいただき、大学受験準備としての高校での勉強の意味合いの大きさ、キャリア形成と大学のブランドイメージなど高校生が大学生活や教育に期待している現実的な意識の一面について提示があった。小川進路指導部長からは高校1年生の事例を通じて初期指導の重要性、とくに明確な進路目標の設定などを通じて、学習における動機付けの重要性を強調され、自ら学ぶという姿勢の確立が思考力の育成にもつながっているとの報告がなされた。中道教務部長からは新教育課程の実施に伴う、高校生の学力や教育現場での変化・対応について報告があり、高大連携による学習支援や動機付けの一層の強化を望むことや高校生の実態に応じた大学における導入期教育のありかたについて要望が示された。須原洋次総括指導主事からは出前講義の推進、高校生対象の科目履修の導入、職員研修の連携、教員インターンシップの推進による教員養成への取組みなど高大連携の一層の強化について意見の提示があった。以上、5人の講師の報告の後、約1時間、全体討論を行った。

今回、講師としてお招きした教員の高校は公立、私学の違いや立地が異なることから、報告内容は当該高校の個別的状況を反映している部分もある

と推されるが高校における教育の現状を多角的に捉え、大学教育につなげるという点から極めて有意義であった。平成20年度の教養教育の柱として少人数参加型の授業の新入生ゼミ、一貫したテーマに基づく科目履修として主題別履修モデルの設置、さらに多様な選択科目の履修として展開教育科目を設けるが、大学における導入期教育のあり

方を考慮する上で今回の報告と討議は貴重な機会となった。また、金本教授からは本学の講義に関して単位取得に関する具体的データに基づいて意見提示があったが、データに基づく論点の整理は有効であると思われた。情報の個別性と管理に細心の配慮をしながらデータ整理をすることは今後の教学構築に重要な視点であると思われた。

第7回全学FD研究集会 発表要旨

FD検討小委員会委員長 文学部教授 中 純夫(文責)

①京都府立大学農学研究科教授 金本龍平

日本における大学改革をめぐる議論は、90年代から始まった。当時の大学に対する最も強い批判は「入り口あって出口なし」というもの、即ち入り口の所の評価はあるけれども(=入学試験)、いったん入ってしまえばあとはそのまま出て行く、出口での評価をもっとしっかりしろ、というものであった。要するに教育機関としての大学の品質をどこまで保証し得るかが、課題とされて今日に至っているのである。なぜこういう問題が生じたのか。ある時期までの大学は学生の質も意欲も高く、大学はエリート教育の場であった。能力と意欲のある学生は、先生の後ろ姿を見ているだけでも育つという面があった。しかしながらその後、大学はどんどん大衆化が進んで今日に至っている。そしてその間、成績評価の陳腐化、授業の私物化、単位の崩壊といった諸問題が生じてきたのである。日本の大学は個人主義の教員の集まりに過ぎず、しかも教育の内容は個々の担当教員に

完全に委ねられている。そこに問題がある。

特に単位認定のあり方や成績評価のあり方について、我々教員は考え直す必要がある。たとえばキャップ制(1年間に修得できる単位数に上限を設ける制度)は本学ではまだ導入されていないが、こうした制度が文科省によって提起されているのも、自学自習も含めて学生がきちんと勉強していれば、そもそも1年間にそんなに多くの単位を修得できるはずがない、という考え方にもとづいているのである。本学における学科別平均取得単位は、130~157単位という幅にあるが、「平均取得単位が138単位以上は単位の投げ売りである」という発言が過日私の参加したFDフォーラムであったことを紹介しておきたい。また成績評価の分布を調べてみても、優良可のうち優を取る学生が一番多いというのが本学の現状である。その点をどう評価するか、議論の分かれるところであろう。

②京都女子高等学校 進路指導主任 川畑篤久

高校生にとっての大学は「ブランド」であり「パスポート」である。多くの高校生は、合格しさえすればいろいろな資格も自動的にもらえるものだと思っているし、大学で「これ」を勉強したいというような明確な問題意識も必ずしも持ってはいない。高校生は受験に必要な科目しか勉強したくない。だから、最低限ここまででは高校で勉強してきて欲しいと大学側が考えるなら、大学はそれを入試科目で示すしかない。従って教養教育改革は入試改革と連動して行わないと意味がない。教養教育を見直すというなら、入試科目の見直しか

ら始めないと意味がない。因みに、「高校の必修科目の履修漏れという現在全国で顕在化している問題も、その問題の根源は大学入試のあり方にある。」という識者の意見を特に紹介しておきたい(配付資料、朝日新聞記事)。

高大連携も、入学後の単位になるなど何らかの付加価値をつけないと、高校生は興味を示さない。たとえば立命館大学の特別指定校推薦では、高校3年生を対象に立命で授業を行い、入試なしに立命に合格させるといった制度を実施している。

③府立嵯峨野高等学校 進路指導部長 小川雅史

本校が高校生の導入期教育としてどのようなことに取り組んでいるかを紹介する。大学における導入期教育の参考になれば幸いである。新教育課程になって以降、入り口(入学時)と出口(卒業時)とで生徒間の学力の開きが大きくなってきた、という傾向がある。それだけに導入期教育は重要である。本校では入学時に「転換指導」を行っている。具体的には、合宿を行って予習・復習の仕方などを教えている。また入学時に国語力の低い生徒はその後、成績が伸びない傾向が強くなり、国語教育の重要性を認識している。要は生徒の意識を変えることが大事であり、自分で考えて自分で勉強するようにさせることが一番大切である。わからない時に自分の頭で考えようとしないう生徒が増

えてきている。その状況は大学入学当初も同様ではないかと想像する。

高大連携に関しては、高校側も大学に丸投げするのではなく、企画などに参加すべきだと考える。大学側と高校側が相互に学ぶ場、相互に研修する場とすべきであろう。

大学の導入期教育に望むことは、専門教育以外に教養を幅広く教えて欲しいし、学び方指導もやって欲しい。また卒業生に聞くと、大学でのミニゼミ、ポケットゼミにたいへん興味を持っており、評判がいいようだ。だから1回生時からゼミをやって欲しい。また最近の高校生は我々の時代よりも英語のリスニングの力があるので、大学入学後に是非これを伸ばしてあげて欲しい。

④府立宮津高等学校 教務部長 中道 浩

地方の高校は、自身の前任2校と比べても状況は全く異なっている。塾など近辺には存在しないから、中学時代以来、生徒は塾などに行っていない。つまり小学校中学校の教育の生(なま)のまままで高校に入学してくるのである。

学習指導要領(平成15年4月実施)に本づく新教育課程後、学校完全週5日制の導入や総合的な学習の時間、情報科目の新設などにより、年間総授業時間数が減少し、また主要5教科の授業時間数も削減を余儀なくされた。本校では学校行事の精選、2学期始業日の繰り上げ(9/1→8/25)、7限授業の導入(週4日)、土曜講習の実施(希望者のみ、ただし8割は出席)、といった対応をとっている。また新教育課程生徒の特徴としては、基礎学力の低下(国語では漢字、語彙力)、小テ

ストなどに取り組む姿勢が弱く暗記が苦手、指示されたことは素直に聞くが自分自身に厳しい課題を課すことはしない、量に対する耐性の低下、などが挙げられる。

大学における導入期教育についての要望は、一般教養の充実、学問の面白さを感じられる講義、高校での授業内容の変化を意識した講義、理科については理系の生徒でも2分野しか勉強していないので、必要に応じて補修をして欲しい。

オープンキャンパスや高大連携に関しては、特に地域的不利益を解消して欲しい。地方の高校への出張講座やガイダンスを行い、未来ネットを利用した講義を充実させて欲しい。田舎を見捨てないで欲しい。

⑤京都府教育委員会高校教育課 総括指導主事 須原洋次

入学者選抜方法は大学の教学理念を示すアドバランである。入学者選抜方法の策定に際しては、そのような認識を持って取り組んで欲しい。

高大連携については、京都府立大学の取り組みは現状では都市部が中心になっているので、できれば北部などでも行って欲しいし、ネット配信も大いに活用して欲しい。高校生にとって大学を身近に感じられることが非常に大切であり、高大連携の取り組みがそのような場になってくれればと

考える。たとえば学問分野ごとに学部学科などを選ぶヒントになるような話などをしてもらえると、進路選択の参考になるだろう。またその一方で、受験科目以外の科目を学ぶことの意義についても、ぜひ伝えて欲しい。また京都府立大学には情報や福祉の分野があることであり、職業系の高校生に対する推薦枠制度の導入なども検討していただきたい。

【後記】

今年度のFD集会は「新教養教育に望まれるもの——高校教育の現場から——」というテーマを掲げた。これは平成20年度から始まる新教養教育

の実施に当たって、我々教員はまず以て入学して来る学生の実態について、そしてその学生を卒業させ大学へと送り出してくる高校教育の現況につ

いて、十分に知っておく必要がある、との認識に立ってのことであった。集会当日冒頭の久保教務部長の挨拶に「現場感覚をキーワードに」という一節があったが、集会ではまさに高校教育及び大学教育の現場から種々の有益な提言がなされた。

導入期教育に対しては、一般教育科目の充実(小川・中道)、ミニゼミの実施(小川)、リスニング教育の強化(小川)といった具体的要望が寄せられた。これは、展開教育科目の導入による一般教育科目の多様化と充実、新入生ゼミナールの創設、英語教育における技能別クラスの開設(reading, writing, listening, speaking)等、現在準備中の新教養教育の内容にもまさに符合するものである。我々が策定しつつある新教養教育が高校教育の現場感覚にも即応するものになり得ているのだとすれば、大変に心強い。一方で教養教育改革は入試改革と一体であるべき(川畑)、入試にこそ大学の教学理念が示されるべき(須原)

といった提言を受けた。これまでの本学における教養教育改革の論議は専ら教養教育の科目編成や実施体制の検討に終始し、入試改革にまでその視線が十分には及んでいなかったのだとすれば、大きな反省材料であろう。同様に、科目編成や実施体制をいくら整えても、実際に教育に携わる我々教員が成績評価や単位認定に際して安易な「投げ売り」に終始しているようでは教育の実は決して挙がらない、という反省も忘れてはならないだろう(金本)。

今回のFD研究集会で指摘を受けた諸点については、今後の当面する、あるいはより将来にわたる中長期的な教養教育改革において、不断に留意参照されるべきであると考えます。

末筆ながら貴重な提言をして下さった学内外の5名の報告者の方々に、この場をお借りして心からの謝意を表させていただきます(文中敬称略)。

資料① 京都工芸繊維大学、京都府立医科大学及び京都府立大学の連携に関する包括協定書

京都工芸繊維大学、京都府立医科大学及び京都府立大学の連携に関する包括協定書

京都工芸繊維大学、京都府立医科大学及び京都府立大学（以下「3大学」という。）は、ともに京都の地で発展してきた国立大学、公立大学として、緊密に連携を図りながら、教育及び研究内容を充実させるとともに、地域や社会に一層の貢献を行うことを目的に、下記のとおり3大学の連携に関する包括協定を締結する。

記

第1条 3大学は、次に掲げる項目をはじめとして、学生、教員及び研究者の交流や協力を促進し、3大学による緊密な連携関係の構築を進めるよう努力する。

- (1) 総合的観察力・判断力と豊かな人間性の涵養を目指した教育の共同実施
- (2) 総合的な教育の実現を目指した単位互換制度の更なる推進と大学院連携の構築
- (3) 異分野融合・学際領域の拡大を目指した積極的な研究協力の推進
- (4) 大学の「知の価値」を活用した総合的な地域連携と地域貢献の展開以上

第2条 本包括協定に基づき事業等を実施するに当たっては、3大学はその都度協議を行い、必要に応じて個別の協定の締結等を行うものとする。

第3条 本包括協定書の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の90日前までに通知がない限り、3年毎に自動的に更新するものとする。

第4条 この包括協定を証するため、本包括協定書を3通作成し、3大学の学長が署名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成18年10月20日

京都府立大学

学長 竹葉 剛 ⑩

京都工芸繊維大学

学長 江島 義道 ⑩

京都府立医科大学

学長 山岸 久一 ⑩

資料② 3 大学教養教育に係る単位互換実施要領

3 大学教養教育に係る単位互換実施要領

本実施要領は、「京都工芸繊維大学、京都府立医科大学及び京都府立大学の連携に関する包括協定書」（以下「協定書」という。）第2条に基づき、協定書第1条に係る教養教育の共同実施の一環として、単位互換を円滑に進めることを目的として定める。

- 1 京都工芸繊維大学、京都府立医科大学及び京都府立大学（以下「3大学」という。）は、各大学が定める教養教育に係る授業科目を単位互換により相互に提供できるものとする。
- 2 教養教育に係る各年度の単位互換該当授業科目は、3大学の連携協議に基づいて決定する。
- 3 各大学の教養教育の現状を前提とし、開講形態等で次のような事情がある場合は、単位互換の対象外とする。
 - ・ 語学、実験・実習など少人数で行う必要がある授業科目で、当該大学の学生の履修以外に学生を受け入れる余地のないもの。
 - ・ 当該大学の他の講義と密接に関連を持って開講される授業科目で、その授業科目だけの履修では教育目的が達成できないもの。
- 4 講義室の事情等から多数の他大学生を受け入れることが難しい場合には、あらかじめ授業科目ごとに単位互換履修者の人数制限を設けることがある。
- 5 授業科目の履修方法、試験、成績評価及び単位の授与については、受け入れ大学の定めるところによる。履修した単位の認定については、受講者の所属大学の定めるところによる。
- 6 受け入れに係る検定料（入学考査料）、入学料、授業料（聴講料）は、徴収しない。
- 7 単位互換を具体的に進めるために、3大学連携推進協議会教養教育部会のもとに「3大学単位互換等実施・検討委員会」を設ける。
 - ・ 構成員は、各大学教員3名・事務局1名を原則とする。
 - ・ 毎年の単位互換授業科目の協議など、単位互換に係る諸事項について連絡調整、検討を行う。
 - ・ 将来の教養教育の一部共同実施へ向けて、共通開講授業科目・特色ある授業科目の設定など、3大学連携推進協議会教養教育部会から依頼された事項について、必要な取り組みの検討を行う。
- 8 受講手続は、別に定める。
- 9 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、3大学がその都度協議するものとする。
- 10 この実施要領は、平成18年12月20日から実施する。

資料③ 3大学連携フォーラム「ヘルスサイエンスの総合化」

京都府立大学、京都府立医科大学、及び京都工芸繊維大学による共同研究等の学術交流を促進し、研究活動の活性化や研究基盤の強化を図ることを目的に、「ヘルスサイエンスの総合化」をテーマとする「3大学連携フォーラム」を開催した。

日時：平成19年3月16日（金）

内容：第1部

○研究等発表

京都府立大学

牛田一成 大学院農学研究科教授

佐藤健司 人間環境学部教授

京都工芸繊維大学

山口政光 大学院工芸科学研究科教授

井上喜博 ショウジョウバエ遺伝資源センター講師

柄谷 肇 大学院工芸科学研究科教授

京都府立医科大学

渡邊能行 大学院医学研究科教授・研究部長

木村 實 大学院医学研究科教授・研究開発センター長

第2部

○ポスターセッション及び交流会

※ポスター展示出展数 56 テーマ

※参加者数 第1部 156名

第2部 101名

資料③ 京都府立大学地域貢献型特別研究（府大ACTR）

1 平成17年度の府大ACTR一覧

平成18年9月12日、本学第7講義室（合同講義室棟3階）において、平成17年度の京都府立大学地域貢献型特別研究（府大ACTR）の研究成果の報告会を開催した。

| 研究課題 | 研究代表者（所属等） | 研究費（千円） |
|---|------------------|---------|
| 1 「みやこの思想・みやこの表象」－京都とヨーロッパ主要都市のイメージの生成・変容・受容に関する比較文化研究－ | 野口 祐子 文学部 | 2,000 |
| 2. 旅と「もてなし」の文化に関する研究－西欧文化との関連から－ | 渡邊 伸 文学部 | 1,500 |
| 3. 京都府下における子育て支援事業の活性化と効果に関する総合的研究－子ども虐待防止策の観点から－ | 津崎 哲雄 福祉社会学部 | 2,000 |
| 4. 代謝疾患等による視覚障害者のための栄養教育教材の研究開発 | 大谷 貴美子 人間環境学部 | 3,000 |
| 5. 健康長寿社会をめざした地域における肥満・糖尿病予防に関する栄養疫学的研究 | 東 あかね 人間環境学部 | 2,000 |
| 6. 丹後地域における里山景観の共生型資源管理と地域保全・活用手法に関する研究－里山と集落の生態・歴史・生活文化的特質の把握を通して－ | 大場 修 人間環境学部 | 3,000 |
| 7. 京都における住まい・地域に視点を置いた温暖化防止対策に関する研究 | 松原 斎樹 人間環境学部 | 3,500 |
| 8. GISによるデジタル環境マップの作成ならびに京都府モデルフォレストネットワーク活動との連携 | 田中 和博 農学研究科 | 5,000 |
| 9. 「農のあるライフスタイル」に関する日中比較研究－中山間棚田農村における都市・農村交流と持続的 社会システムに関する研究－ | 宮崎 猛 農学研究科 | 2,000 |
| 10. 京都府における作物遺伝資源の評価、保存ならびに利用に関する研究 | 本杉 日野 農学研究科 | 3,000 |
| 11. 京都府内産木竹材の地産地消型利活用に関する調査・研究 | 古田 裕三 農学研究科 | 3,000 |

2 平成18年度の府大ACTR一覧

地域貢献型特別研究支援事業費審査委員会にて審査を行った結果、継続課題も合わせて15研究(研究費30,000千円)について支援を行うことを決定した。

| 研究課題 | 研究代表者(所属等) | 研究費(千円) |
|---|-----------------|---------|
| 1. 「源氏物語千年紀事業」の世界発信に向けた調査・研究 | 赤瀬信吾 文学部 | 2,500 |
| 2. 日本と中国の古典演劇の比較研究 | 小松 謙 文学部 | 1,000 |
| 3. 京都府内の歴史文化関係機関の所蔵する歴史文化資料の評価とその総合的利活用システムの構築に関する研究 | 水本邦彦 文学部 | 1,000 |
| 4. 旅ともてなしの文化に関する比較研究 | 渡邊 伸 文学部 | 2,000 |
| 5. 南山城地域における文化的景観の形成過程と保全に関する研究 | 櫛木謙周 文学部 | 1,500 |
| 6. 京都府下における被虐待児・家族のケアと支援のあり方に関する総合的調査研究 | 津崎哲雄 福祉社会学部 | 2,000 |
| 7. 大根の皮に含まれる酵素を生かした健康でおいしいメニューの開発と食育につながる情報の発信 | 中村考志 人間環境学部 | 2,000 |
| 8. 代謝疾患等による視覚障害者のための栄養教育教材の研究開発 | 大谷貴美子 人間環境学部 | 1,000 |
| 9. 京都府域における長寿の要因及び健康寿命に関する比較研究－鹿児島県奄美離島地域との比較において－ | 市川 寛 人間環境学部 | 2,000 |
| 10. 丹後地域における里山景観の共生型資源管理と地域保全・活用手法に関する研究－里山と集落の生態・歴史・生活文化的特質の把握と若手リーダーの育成による地域活性化の視点を通して－ | 大場 修 人間環境学部 | 2,500 |
| 11. 京都における住まい・地域に視点を置いた温暖化防止対策に関する研究 | 松原斎樹 人間環境学部 | 3,500 |
| 12. 丹後を中心としたフィールドカレッジ・環境教育の実践と地域に貢献する環境教育リーダーの育成 | 三橋俊雄 人間環境学部 | 2,500 |
| 13. 京都特産野菜のDNA品種判別技術の開発に関する研究 | 椎名 隆 人間環境学部 | 2,000 |
| 14. 京都府における作物遺伝資源の評価、保存ならびに利用に関する研究 | 本杉日野 農学研究科 | 2,500 |
| 15. 京都府内産木竹材の古都京都型利活用に関する調査・研究 | 古田裕三 農学研究科 | 2,000 |

資料⑤ 公開シンポジウム「<老い>と福祉を考える」

主催：京都府立大学地域学術調査研究センター

平成 19 年 3 月 11 日（土）、キャンパスプラザ京都を会場として、地域学術調査研究センター主催の公開シンポジウム「<老い>と福祉を考える」を開催しました。

まず、大阪大学副学長で哲学者の鷲田清一先生に「老いの文化」と題した基調講演を行っていただきました。続いて、高齢者福祉総合施設ももやまの山田尋志園長と本学福祉社会学部の上掛利博教授からそれぞれ日本と北欧の高齢者の福祉（幸福）について事例報告が行われ、その後、3名によるパネルディスカッション「<老い>と福祉社会を語る」が行われました。

会場に詰めかけた約 200 名の参加者は、新たな視点から語られる<老い>へのアプローチ、北欧、日本における先進的な高齢者福祉の状況について、熱心に聞き入っていました。



開催概要

日時 平成 19 年 3 月 11 日（土） 13 時～16 時 45 分

場所 キャンパスプラザ京都 第 2 講義室（京都市下京区西洞院通塩小路下ル）

テーマ <老い>と福祉を考える

主催：京都府立大学地域学術調査研究センター

後援：京都府社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会、京都 S K Y センター、
京都府老人クラブ連合会、京都市老人クラブ連合会、京都府老人福祉施設協議会、
京都市老人福祉施設協議会

参加者 約 200 名

資料⑥ 宮津市との連携協力包括協定の締結



本学と宮津市は、平成18年12月25日、これまでの市域での地域振興や環境保全等に係る連携実績を踏まえ、連携協力を更に進めるために、連携協力包括協定を締結しました。

今後は、協議組織を設置し、次のような事項について連携協力を進めていきます。

- (1) 観光を基軸としたまちづくりに関する事項
- (2) 文化・教育の振興に関する事項
- (3) 環境保全に関する事項
- (4) 産業の振興に関する事項
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

連携協力包括協定締結記念 天橋立シンポジウムを開催

平成19年3月17日、本学と宮津市との連携協力包括協定の締結を記念して、「地域の光 再発見」と題する天橋立シンポジウムを開催しました。協定締結を期に新たなまちづくりのスタートとなるよう企画したもので、約300人の参加がありました。

基調講演 「まちづくりと世界遺産」 京都府立大学人間環境学部 宗田好史助教授
 報告 「雪舟筆「天橋立図」の語るもの」 京都府立大学文学部 上田純一教授
 「松再生の試みと天橋立への思い」 天橋立名松リバーズ実行委員会 幾世淳紀委員長
 「天橋立の景観について」 京都府立大学人間環境学部 深町加津枝助教授
 「地域の価値の再発見による地域振興」 京都府立大学人間環境学部 三橋俊雄教授
 「天橋立を未来に継承するために～京都府の取組みについて～」
 京都府丹後広域振興局 松浦輝昭建設部長

パネルディスカッション

コーディネーター：京都府立大学 宗田助教授

パネリスト：京都府立大学 上田教授、深町助教授、三橋教授
 京都府丹後広域振興局 松浦建設部長
 天橋立名松リバーズ実行委員会 幾世委員長
 宮津商工会議所宮津産業ビジョン推進特別委員会

まちなか観光分科会 稲葉年治座長

資料⑦ 公開講座等

I 公開講座「いただきます！ドイツ」

- 1 開催日時 2006年6月9日
場所 本学5号館1階、給食経営管理実習食堂
- 2 講演者 京都府立大学文学部文学科西洋文学専攻 助教授 加藤 丈雄
グリュックス・シュバイン オーナー・シェフ 大塚 雅子
京都府立大学人間環境学部食保健学科 教授 南出 隆久
- 3 内容 2006年ドイツ・ワールド・カップ・サッカーを記念し、日本対クロアチア戦の会場となったニュルンベルクにちなみ、
 - a. ニュルンベルクの歴史とレープ・クーヘンについて
(休憩時間を利用して、ビデオを見ながら本場のレープ・クーヘンとお茶を賞味)
 - b. 作り手の側から見たドイツ菓子の特徴・特色について
 - c. 食保健の立場から見たドイツ料理、とくにジャガイモ料理について
の各講演が行われ、最後に全体の質疑応答が行われた。
- 4 参加人数 77名 (うち学外参加者40名、往復葉書による申し込みの先着順)
- 5 結果
 - a. ワールド・カップ人気と伝統菓子というテーマのこともあり、京都新聞、日経新聞に取り上げられ、募集段階から大きな反響があった (学外参加を先着順にしたため後日他紙の掲載は断ることとなった)。
 - b. 参加者は意欲的に本場の菓子を賞味するだけでなく、熱心に聴講し、最後の質疑応答も活発であった。全体的に楽しい雰囲気の中で繰り広げられた講演であった。
- 6 その他
 - a. 主催 京都府立大学文学部文学科西洋文学専攻・人間環境学部食保健学科
協力 京都府立大学モノづくりサークル「えっぐ・のっく」
後援 京都府立大学文学部・人間環境学部
 - c. 翌日の京都新聞に報告記事が掲載された。

II リカレント学習講座

- 1 開催日時 2006年10月7日～11月4日の各土曜日 (全5回)
13:30～16:00
場所 京都府立大学 合同講義等3階第6講義室
- 2 担当者 西洋文学専攻教員 野口祐子教授 (第1回と第4回)
浅井学助教授 (第2回)
ラリー・ウォーカー助教授 (第3回)
野間正二教授 (第5回)
- 3 内容 1964年制作のミュージカル映画『メアリー・ポピンズ』をキー・テキストに取り上げ、

英語とイギリス社会について楽しく学ぶ社会人向け少人数講座。講義だけでなく、実際に歌を歌っての発音練習も取り入れ積極的に授業に参加してもらった。

第1回 「メアリー・ポピンズがやって来た！」---映画の見どころ・聴きどころ

第2回 「♪幸せのおまじない」---発音のコツ教えます

第3回 「♪スプーン1杯のお砂糖で」---100年前の子供としつけ

第4回 「♪鳩に餌を」---イギリスの功利主義と博愛主義

第5回 「♪煙突掃除は素敵な稼業」にあらず---ロンドンの労働者

4 最終参加人数 28名

5 結果 「楽しく学べた」「一つの映画から多くの知識が得られることに気づかされた」「イギリスの文化と社会への理解が深まった」という声が多く寄せられた。(庶務課アンケートおよび西洋文学専攻アンケートの結果より)

Ⅲ 京都府立大学文学部 公開シンポジウム

「みやこ」の姿を考える---京都・ローマ・ロンドン・ダブリン・ニュルンベルク

1 日時：平成18年11月18日(土) 13時30分~16時30分

2 場所：ハートピア京都 3階大会議室

3 開催の目的：このシンポジウムは、京都府民を対象に、文学部の共同研究の成果を発表するために行った。ヨーロッパのみやこと京都を比較することによって「みやこ」らしさの演出について新たなまなざしを提供することを目的として開催された。

4 参加人数：97名

5 内容

・講演〈ヨーロッパにおけるみやこの演出〉

1 「全ての道はローマに通じる---みやこ演出のお手本」宗田好史(人間環境学部助教授)

2 「ローマになりたかったロンドン---大英帝国の威容を示すためのみやこ」野口祐子(文学部教授)

3 「ロンドンになりたくなかったダブリン---植民地のみやこからケルト民族のみやこへ」浅井学(文学部助教授)

4 「ローマになりたくなかったニュルンベルク---ゲルマン精神を演出するみやこ」加藤丈雄(文学部助教授)

・コメント〈演出されるみやこ〉

「演出されたみやこ町---洛中洛外図の中の京都」水本邦彦(文学部教授)

・パネル・ディスカッション〈京都の姿を考える〉

「京都におけるみやこの演出---ヨーロッパとの比較の視点から」参加者全員

5 開催結果：アンケート結果は「大変よかった」42%、「よかった」37%、また「面白かった」「楽しく学べた」「構成がよかった」という声が多かった。京都府民を対象とするシンポジウムという目的を十分達成できたと考えられる。

IV 饗庭孝男講演会「モーツァルトを聴く喜び」

- 1 開催日時 2006年12月8日
場所 本学合同講義棟3階 第5講義室
- 2 講演者 饗庭孝男
- 3 内容 モーツァルト生誕250周年を記念し、評論家饗庭孝男氏にモーツァルトの音楽について語ってもらう。ヨーロッパ文化全般に対する氏の広範な知識を背景にしたモーツァルト理解は、単なる音楽評論とはちがう奥行きがある。一般的に流布している軽やかで憂いのないモーツァルト像に対し、もうひとつの面すなわちある種の宗教性とも言える精神性について氏は詳述された。あわせてCD鑑賞も行い、説得力あふれる講演となった。
- 4 参加人数 学外・学内合計94名
- 5 結果
 - a. モーツァルト・イヤーの最後ということもあり、また饗庭孝男氏のネーム・バリューもあって京都新聞、中日新聞（滋賀版）、あいあいAI 京都に紹介記事が掲載され、師走の忙しい時期ではあったが多くの参加者を迎えることができた。
 - b. 意義深い講演とCD鑑賞を堪能し、参加者はあらためて芸術のすばらしさを再認識することができた。
- 6 その他
主催 京都府立大学 文学部文学科西洋文学専攻
後援 財団法人京都府立大学学術振興会
協力 京都府立大学 ピアノ・サークル / オーケストラ（有志）

資料⑧ 京都府大学改革基本計画

平成 18 年 12 月 京都府

- 1 これからの大学に求められるもの
- 2 府立の大学が今後果たすべき使命
- 3 改革の方向
- 4 改革の内容
- 5 計画の実行

1 これからの大学に求められるもの

I 大学が関わる学術・社会経済等の変化への対応

- 大学は、真理を探究する学術研究や各分野の優れた専門的人材の養成等を通じて、社会、経済、文化等の充実・発展に大きく貢献することが使命
- 社会経済の急速な変化や学術・科学技術等の進展、大学教育の役割の変化等に対応するために、社会の中での大学の役割やその教育研究のあり方等を見直していくことが必要

1 社会経済の急速な変化による不透明な時代への対応

- ・グローバル化の急激な進展
 - ・地球的規模の環境問題の深刻化
 - ・少子高齢化、産業構造・雇用形態の変化
 - ・国・地方、官・民の役割分担の見直し など
- このような時代には、既成の概念にとらわれず、幅広い視野や柔軟な発想を持ち、豊かな人間性を備えた人材を育成する教育の充実が必要
- また、複雑化・多様化する社会に対応できる総合的で専門性の高い教育・研究の展開が必要

2 学術、科学技術等の進展への対応

- ・新たな発見や技術革新等により、学術研究は飛躍的に進展
 - ・学問領域の細分化や高度化・専門化が進み、一つの学問分野の消長は短期化傾向
 - ・21世紀は「知識基盤社会」といわれ、あらゆる分野で、大学の創造する「知」への期待が高揚
- 個々の領域における研究の高度化と細分化された研究の学際化・総合化が必要（個々の大学単独ではなく、大学間の連携、他の研究機関との連携が不可欠）
- 大学運営体制も、基礎的・長期的な研究とのバランスに十分配慮しながら、学術、科学技術の著しい進展に機敏かつ柔軟に対応することが必要

3 大学教育の役割の変化への対応

- ・高等教育の大衆化（大学・短大進学率 昭和31年10% → 平成18年52%超）
 - ・高等学校卒業生等の若年層の能力・意識の多様化
 - ・職業人再教育の必要性や長寿化等により社会人入学等が増加
 - ・社会の求める人材の資質・能力や雇用形態などが変化
- このような変化に対応した大学教育の見直しが必要
- 大学も地域の一員として積極的に地域に関わるのが重要（地域が設置主体となる公立大学には、一段と高いレベルでの地域貢献活動が求められている。）

Ⅱ 大学の経営環境の変化への対応

1 18歳人口の減少

- 大学入学者の中心である18歳人口は大きく減少
- 平成19年度には大学・短期大学の全志願者に対する入学者の割合である収容力は100%に達し、数字の上では志願者が全員入学可能となる「大学全入時代」が到来

【全国18歳人口の推移と大学等進学状況】

(単位：万人)

| 年 度 | 4 | 12 | 19 |
|-------------------|----------|---------|---------|
| ①18歳人口(平成4年度=100) | 205(100) | 151(74) | 130(63) |
| ②大学・短大志願者 | 121 | 89 | 68 |
| ③大学・短大入学者 | 80 | 74 | 68 |
| ④大学・短大進学率(③÷②) | 39% | 49% | 52% |

※ 平成19年度予測については、平成16年9月6日中央教育審議会大学分科会資料(文部科学省作成)による。

2 国等における大学改革の進展

- このような状況に対応し、国は大学全体を活性化させ、教育研究の高度化を実現していくために、適切な競争原理の導入、設置形態や教育研究内容の多様化などを内容とする大学制度改革を実施
- 個々の大学においても、国立・公立・私立を問わず、積極的な改革を推進

<国の大学制度改革の主な取組>

- ・ 大学設置の認可等に関する規制緩和
- ・ 専門職大学院等大学院の多様化
- ・ 「21世紀COEプログラム」等の第三者評価に基づく重点投資システムの導入
- ・ 国立大学法人、公立大学法人制度の創設 など

<各大学等による取組>

- ・ 多くの大学において、入試制度の改革、学部・学科の新設、法科大学院等専門職大学院の設置、産学公連携の推進などの取組
- ・ 国立大学は平成16年度から全て法人化
- ・ 公立大学は平成18年度現在、23大学が法人化(平成19年度には13大学が法人化予定)

- 今後大学間の競争は一層激化することが予想
- 学術・社会経済の変化に十分対応できず、社会の期待やニーズに答えられなければ、大学の存立自体が危うくなるような厳しい時代が到来



大学改革の推進

2 府立の大学が今後果たすべき使命

I 府立の大学を設置する意義

1 京都府における大学の状況

○現在、我が国には744*の大学が設置。京都府には、30大学（国立3、公立3、私立24）が設置されており、全国でも有数の大学の集積を誇る。

※平成18年度学校基本調査による

【府内の大学数】

（単位：校）

| 年 度 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 府内大学数 | 25 | 26 | 26 | 26 | 26 | 27 | 28 | 28 | 28 | 29 | 30 | 30 |

※ 京都府内に本部を設置する大学（短期大学を除く）。

○このような中で、府立両大学は医科大学附属病院も含めて現在100億円にのぼる一般会計からの拠出等をもとに運営

2 府立の大学の設置意義等

【府立医科大学】

明治5年に創設された仮療病院を前身として設置され、府民医療を担う人材養成と府の中核的な医療機関として発展。その設立に当たっては幅広い府民から出資が行われており、府民の健康・生命に対する切実な願いがこめられている。

【府立大学】

明治28年に設置された京都府簡易農学校、昭和2年に設置された府立女子専門学校を母体として設立。文学・福祉・環境・農学など中規模総合大学として京都府民の生活に直結した文芸の発展、産業の振興並びに生活の文化的向上等に寄与している。

両大学は医療、文化、産業、生活など府民生活に直結した教育研究を主要な目的・使命とした大学と位置づけられ、学術的探究等に加えて、府民の負担をもとに設置された大学として、以下のような役割を果たしてきた。

- 現在まで約4万人の専門的人材を輩出するなど京都府はもとより我が国を担う人材の養成
- 医療・文化・福祉・環境・産業など府民生活に直結した教育研究
- 地域医療を中心とした府民生活への直接の貢献
- 府民の子弟の進学先確保

○両大学を設置する意義・目的については、社会の変化や府民のニーズの変化を踏まえて、常に問い直し確認するとともに、これに基づいた不断の点検が必要

○「府民の子弟の進学先確保」については、「大学全入時代」の到来や府内大学数の増加などを考慮すると、府民の進学機会を量的に確保する役割はこれまでに比べ低下せざるを得ない。

○特に「知識基盤社会」の中で地域の発展や府民生活の向上を図るために、府立両大学の果たす役割はこれまで以上に重要。このため、新たな時代における大学の使命を確認し、その遂行のため必要な改革を不断に実施しながら、府立両大学が引き続き担っていくことが必要

Ⅱ これからの府立の大学に求められる使命

1 教育の質の向上

- 心の時代に対応した人材の育成
- 専門分野の深耕と学際領域での連携など教育分野の充実
- 豊かな人間性を育む教養教育の充実、教養教育と専門教育の有機的連携の確保
- 広い視野を持ち総合的に課題を探求できる教育の実施
- 専門的職業人としての倫理性や信頼性を修得する教育の実施 など

2 研究の高度化

- 科学技術の発達や社会ニーズに対応した、健康・環境分野等の専門的、先端的研究の実施
- 専門領域を超えた学際研究、総合研究の推進 など

3 地域貢献の拡充

- 府民の税金で支えられた府立の大学として、多様な公共的課題の解決をめざした教育研究の実施など一段と高いレベルでの地域への貢献
- 固有の歴史・伝統・文化を持つ京都に根ざした総合的な教育研究の追求
- 地域医療や地域の文化・福祉・環境・産業など地域課題への対応
- 職業人の再教育、社会人教育など生涯学習機会の提供
- 地域との連携、産学公連携など研究成果の社会への還元 など

Ⅲ 使命を果たしていくための課題

1 教育研究の課題

- 両大学はともに規模・分野等も限られているため、価値観の多様化や幅広い人間性育成のための科目の拡大や学生交流の推進が必要
- 学術・社会経済の変貌に対応した教育研究の推進。多様化・複雑化する府民ニーズに応える総合的な教育・研究体制の構築
 - ・地域や行政課題に対応したシンクタンク機能の充実
 - ・社会人再教育等への対応
- 既存分野の高度化や学際研究・学際連携の推進など、専門教育（学部・大学院）・研究分野の充実・強化
 - ・京都というフィールドを最大限活用した教育の実施
 - ・先端的な教育研究の推進と近接分野の協働による学際性・総合性の発揮
- 府民生活に直結した教育研究を進めるための行政機関との連携
- 専門的・先端的な教育研究を支える施設・設備の整備 など

2 地域貢献の課題

- 研究成果の積極的な地域への提供
- 府民の長寿化・高学歴化などに対応した生涯学習機会の充実
- 地域や行政、府民等のニーズの積極的把握

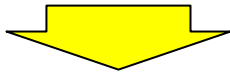
3 組織・運営の課題

- このような教育研究・地域貢献における課題を果たしていくためには、組織運営基盤の改革が不可欠
 - ・大学の取組に関する府民への説明責任
 - ・組織や予算・会計等への大学運営の自律性や弾力性の拡大 など

3 改革の方向

多くの個性ある大学が集積していることは京都の大きな強みである。これを活かすことが京都のさらなる飛躍に不可欠であり、府民の重要な資産として一層充実させていく必要がある。

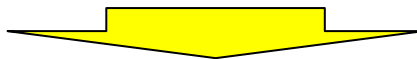
- 府立の大学の課題を解決し、使命を果たしていくためには、両大学の教育研究の内容や、組織・運営の見直しに加え、大学の集積を活かして、他大学との効率・効果的な連携を進めることにより、総合的な教育研究体制を構築することが重要



I 3大学連携の推進

1 府立医科大学・府立大学と京都工芸繊維大学の連携の現状

- 3大学には地域に密着し地域産業等に貢献するなど共通する実績と使命
- 特色ある学部構成を活かした有機的連携、相互補完が可能
- 研究分野での相互連携・共同研究の実施
- 主要なキャンパスが極めて近く（半径約1.5kmの範囲内）、学生・教員の円滑な交流が可能



2 3大学の一体的な連携の推進と今後の展開

(1) 教養教育等

総合的観察力・判断力と豊かな人間性の涵養を目指した教育の共同実施

- ・各大学が責任ある体制のもとで教養教育を構築し、その上で3大学で共同化（共通の場所で、共通の時間帯、共通のカリキュラムをもって3大学共同で開講）を実施。

(2) 専門教育

総合的な教育の実現を目指した単位互換制度の更なる推進と大学院連携の構築

- ・学際研究や医工連携等を進める上で、大学院修士課程での3大学連携が有効。
- ・府立医科大学大学院における教育・研究に対し、医用工学や食環境科学分野の設置や教員派遣等で府立大学・京都工芸繊維大学が参画。

(3) 研究等

異分野融合・学際領域の拡大を目指した積極的な研究協力の推進

- ・フォーラム等の開催により3大学各研究者の交流を促進し、共同研究を推進する。

Ⅱ 府立の大学改革の方向

3大学の緊密な連携のもと、以下の方向で府立両大学の改革を積極的に推進する

1 教育研究の充実と地域貢献への対応

(1) 3大学連携による総合的な教育研究体制の充実と学際的な分野等の強化

◆専門教育の充実と大学連携の強化等による総合的な教育研究の展開

- 社会経済構造の変化や、地域課題の多様化・複雑化等の中で、府民や社会の要請に柔軟・的確・迅速に対応できる教育研究の充実と再編・発展が必要
- 社会の幅広いニーズに対応した、総合的な教育研究を実施するためには、他大学との共同・連携を行うことも必要
- 具体的な取組方向
 - ・専門的・先端的な教育研究の一層の高度化
 - ・多様化・複雑化する課題に対応できる府立大学の学部・学科の再編
 - ・府立医科大学大学院修士課程の設置
 - ・京都工芸繊維大学等他大学との連携の強化による総合力の発揮

◆豊かな人間性養成のための教養教育の共同化

- 豊かな人間性養成のためには、専門分野の枠を越え、各分野共通に求められる知識や思考等を獲得し、人間としてのあり方、生き方に関する深い洞察力、現実を正しく理解する力の涵養を図ることが重要。
- 専門教育への橋渡しや基礎知識を習得する「専門準備型教育」が必要
- 具体的な取組方向
 - ・3大学連携による教養教育の共同化の実施

| |
|-------------------|
| 教育資源の一体化、総合化 |
| 学生の選択肢の拡大や教育内容の拡充 |
| 教員や学生等の人的交流拡大 |

(2) 地域との連携強化

◆大学の「知の価値」を活用した総合的な地域連携と地域貢献の展開

- 財源の多くを府民の負担により運営されていることを十分に踏まえ、地域の持続的な発展と総合的な地域力を高める一翼を担うため、明確な目標を持って、戦略的に、地域の実情や府民の要請に対応した教育・研究活動を展開
- 具体的な取組方向
 - ・研究成果を活用した産学公連携等の取組強化
 - ・地域社会や府民の要請に対応した生涯教育・社会人教育の推進
 - ・地域・行政課題に対応できる機能の充実強化

2 大学運営を支える組織・運営基盤の強化

(1) 大学の自由度の拡大と運営の透明性等の重視

- 大学を取り巻く環境の変化に対応するため、中長期的な視野をもって大学の自由度を高め、府民等のニーズや地域貢献等に迅速・着実に対応
- 府民に支えられた大学として、府民への説明責任を果たし、運営の透明性を確保するため、財務等の積極的な公開や大学外部からの運営参画を実施 など

公立大学法人制度の導入

(2) 経営統合と大学の多様性の尊重

- 2大学を通じた目標・計画・評価などにより、使命の共有化、連携・分担の明確化
- 内部管理業務の一元管理（経営統合）による効率・効果的な運営
- 府立の大学それぞれの多様性を尊重し、両大学の100年をこえる伝統や個性、特色、業績、ブランド力等を継承・発展するとともに2大学の有機的な共同・連携による新たな教育・研究を展開
- 京都工芸繊維大学等他大学や関係行政機関等との柔軟・弾力的な連携等に対応できる体制
- ※ 府立医科大学附属病院も新たな公立大学法人の一部となるが、これまでどおり府が責任を持つ病院として、府民の健康を守る中核施設として地域に貢献

1法人2大学による組織・運営基盤の強化

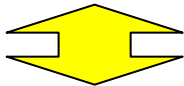
(3) 教育研究機能の高度化等への対応

- 改革に伴う教育研究の充実・高度化等への施設・設備面での対応
- 教養教育、専門教育、研究、生涯教育・社会人教育や府民・産業・地域の総合的な教育研究の交流拠点の要請

教育研究施設・設備の対応

法人制度導入のイメージ

教育研究の充実と地域貢献への対応



〔 効率・効果的な資源配分による教育研究への重点化 〕

公立大学法人制度の導入

責任ある執行体制 透明・公開の大学運営 自主・自律による経営戦略構築と展開

経営統合

多様性の尊重

3大学連携の推進

1法人2大学による組織・運営基盤の強化

4 改革の内容

I 3大学連携による総合的な教育・研究の展開

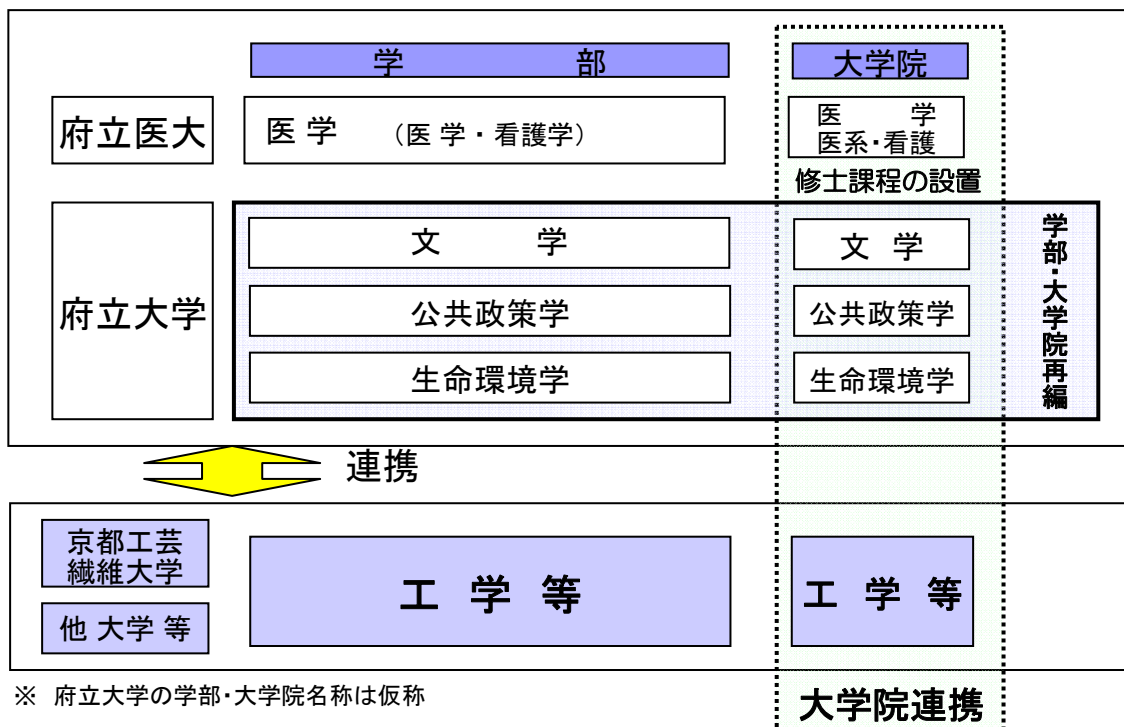
時代の要請、府民・地域社会が抱える様々な課題に対応するため、学部再編や大学連携の強化等により、総合的、専門的、先端的な教育研究を推進する。

1 専門教育・研究の改革の内容

- (1) 府立大学の学部・学科・大学院の再編
 - 「文学部」の学科再編
 - 「公共政策学部（仮称）」の設置（福祉社会学部の再編）
 - 「生命環境学部（仮称）」の設置（人間環境学部と農学部の統合）
 - 大学院の再編・充実
- (2) 府立医科大学大学院修士課程の設置（博士課程設置済）
 - 3大学連携による医用工学・食環境科学分野など医学隣接科学領域の拡充
 - 保健看護分野の新設による保健・医療・福祉領域の拡充等
- (3) 府立の大学相互の連携強化と先端の教育・研究の推進
 - 府立の大学が求められる教育・研究テーマに対応した機能の充実と高度化
 - 健康・福祉・環境・政策関連等分野の連携
- (4) 京都工芸繊維大学や他大学等教育研究機関との連携強化
 - 3大学連携の一層の推進
 - 学際領域や関係する学部の連携による教育研究分野の複合・充実化

総合的な教育・研究の展開イメージ

府立両大学と京都工芸繊維大学等との学部・大学院レベルでの連携



※ 府立大学の学部・大学院名称は仮称

府立大学の学部・学科・大学院の再編

再編の視点

- ・府民や地域、行政等からの課題に対応できる総合力のある大学として専門的、先端的な教育・研究の実施
- ・総合的な教育・研究の実践に向けた、学部機能の強化・補充

文学部の再編

- 学科の再編により、文学や歴史学を基盤に京都の歴史・伝統・文化の総合的な教育・研究を推進
- 言語による異文化理解や欧米文化との比較についての教育・研究を推進
- 専門領域を超えた「京都学コース」(仮称)の設置などにより、京都を文化的側面から捉えた学科横断的な教育を推進
- 教養教育の充実に向けて、人文系リベラルアーツ(教養教育科目)の中核

公共政策学部(仮称)の設置(福祉社会学部の再編)

- 京都府社会・行政との密接な連携(公共に携わる人材の育成)
- 問題発見・課題解決・未来志向型の人材の養成・育成
- 地域の福祉をリードする専門的職業人の育成

生命環境学部(仮称)の設置(人間環境学部・農学部の統合)

- 農学分野と人間環境分野を融合・発展させ生命系と環境系に再編し、先進的な教育・研究を推進
- 「安心で安定した食の生産」に資する「農学」の深化
- 人間と環境にやさしいライフスタイルのあり方の探求・創造
- 近接分野の協働による学際性、総合性の発揮
- 行政部局・試験研究機関との強力な連携・交流や支援(一体的取組の強化)

【大学院の再編】

- 文学研究科の再編
- 公共政策学研究科(仮称)の新設
〔公共に係る課題等に即応したシンクタンク機能の発揮や社会人等の再教育への対応〕
- 生命環境学研究科(仮称)の設置
(人間環境学研究科と農学研究科の統合・再編)

【行政と連携した教育・研究・事業の展開】

- 京都府立総合資料館等との調査研究・事業等の共同実施
- 京都府の機関と連携した実践カリキュラムの提供

学部・学科の再編内容

現 行

| |
|--------|
| 文学部 |
| 文学科 |
| 史学科 |
| 国際文化学科 |

| |
|--------|
| 福祉社会学部 |
| 福祉社会学科 |

| |
|----------|
| 人間環境学部 |
| 食保健学科 |
| 環境デザイン学科 |
| 環境情報学科 |

| |
|---------|
| 農学部 |
| 生物生産科学科 |
| 森林科学科 |
| 生物資源化学科 |



改 編 後

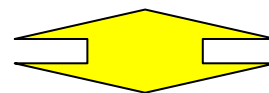
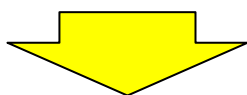
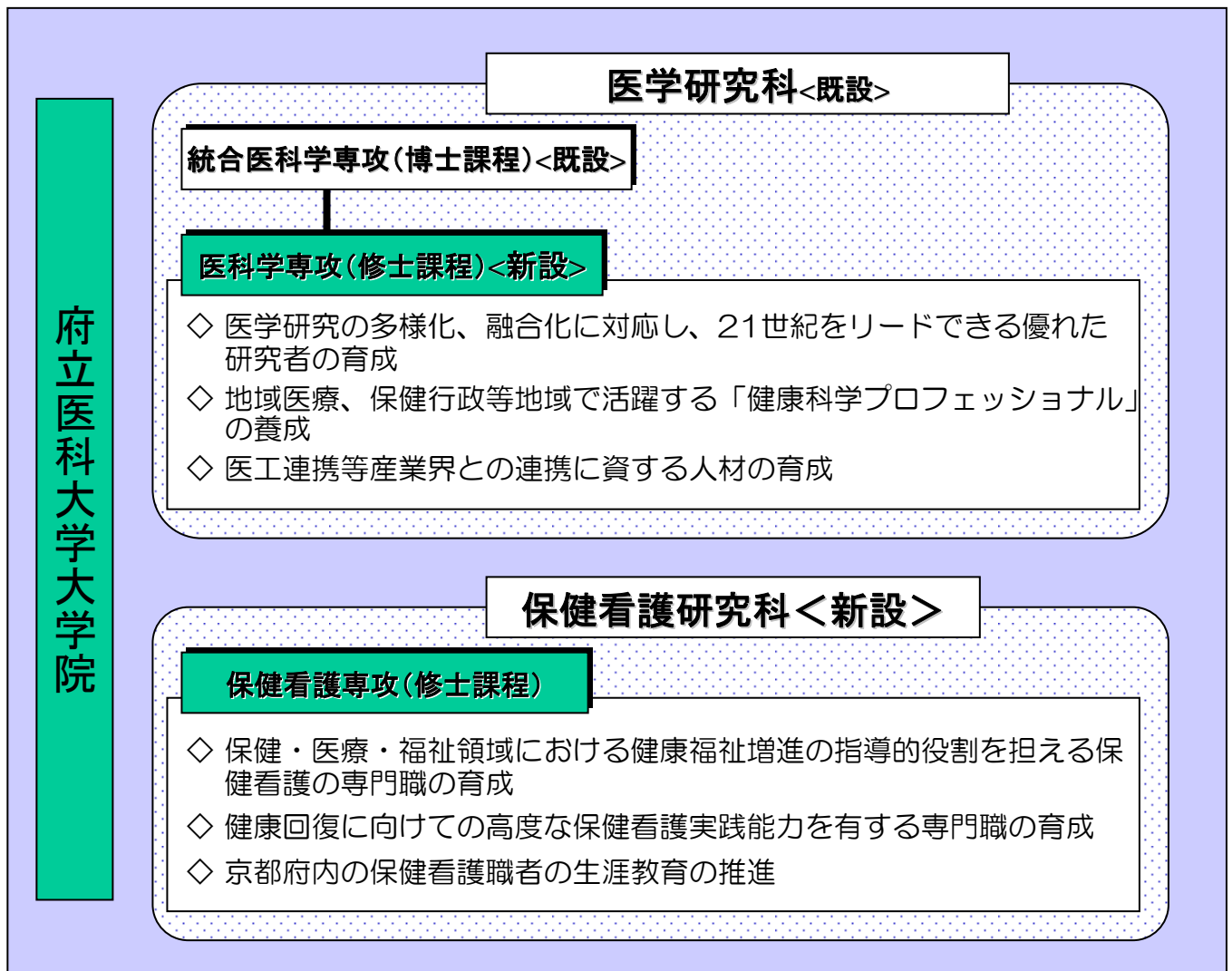
| |
|----------|
| 文学部 |
| 日本・中国文学科 |
| 欧米言語文化学科 |
| 歴史学科 |

| |
|--------|
| 公共政策学部 |
| 公共政策学科 |
| 福祉社会学科 |

| |
|----------|
| 生命環境学部 |
| 食保健学科 |
| 環境デザイン学科 |
| 環境情報学科 |
| 農学生命科学科 |
| 森林科学科 |
| 生命分子化学科 |

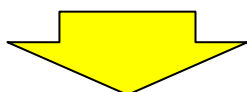
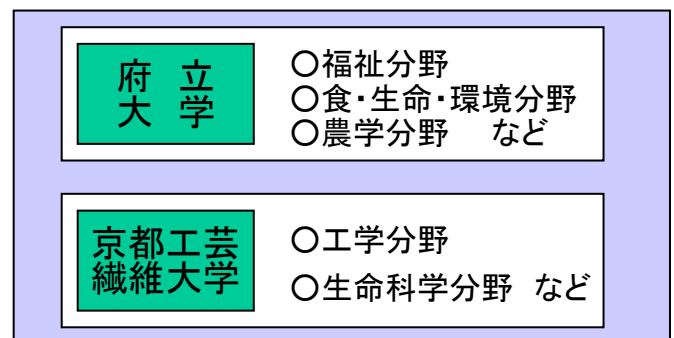
※改編後の学部・学科名称は仮称

府立医科大学の大学院修士課程の設置



連携

- 大学における高度な教育・研究基盤の強化
- 地域や社会に貢献する人材の養成



府民の健康・福祉・地域社会等への貢献

Ⅱ 教養教育の共同化

学生の選択肢の拡大・多様な人材交流の促進等を図るため、府立医科大学・府立大学・京都工芸繊維大学の教養部門の共同化を図る。

1 教養教育の改革の内容

3大学の教育資源の活用による教養教育の充実

(1) 教養教育科目の共同開講を実施（単位互換制度の活用）

- 共同化の効果が期待される科目について、共通の場所、共通の時間帯、共通のカリキュラムをもって各大学が共同で開講
- 3大学教養教育資源の活用により選択科目が拡充でき、幅広い教養教育の享受が実現（学生の選択肢の拡大）

(2) 教養教育連携組織の設置

- 3大学による教養教育連携組織を設置し、カリキュラムや授業時間、試験期間等の調整・整備
- 「京都学」など各大学の特色ある科目を重点科目として共同で開講

(3) 一体的・総合的な教養教育の環境整備

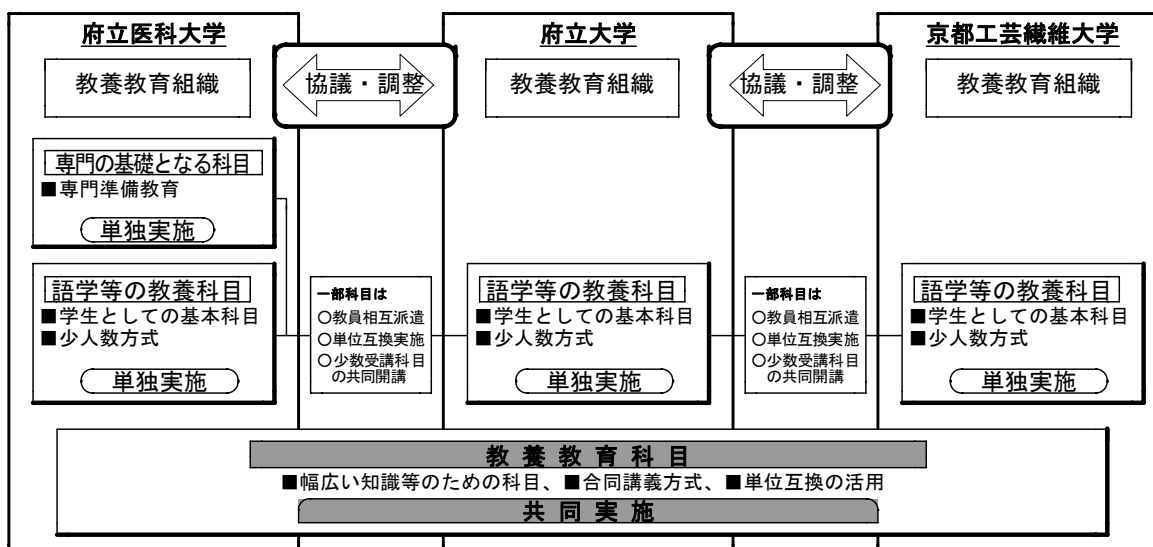
- 異分野、多様な価値観を持つ学生の交流による、新たな発見・創造の場の実現

(4) 府立の大学における教養教育の充実

- 教養教育の充実強化のためのカリキュラム再編と運営・実施体制の整備
- 専門教育への円滑な移行のための専門準備型教育の充実、補講等の方法による学力の定着化

※ 連携組織の設置や運営体制の検討、カリキュラム改編作業の実施など可能などところから連携・共同を実施

教養教育の実施イメージ



Ⅲ 地域・行政課題に対応できる機能の充実・強化

多様化・複雑化する地域課題に対応するとともに、地域と連携し、積極的な地域貢献を行うため、府立の大学のシンクタンク的な機能の強化、地域連携機能の強化に向けた総合的な連携機関の設置、産学公連携等の積極的な展開を図る。

1 産学公連携等の強化

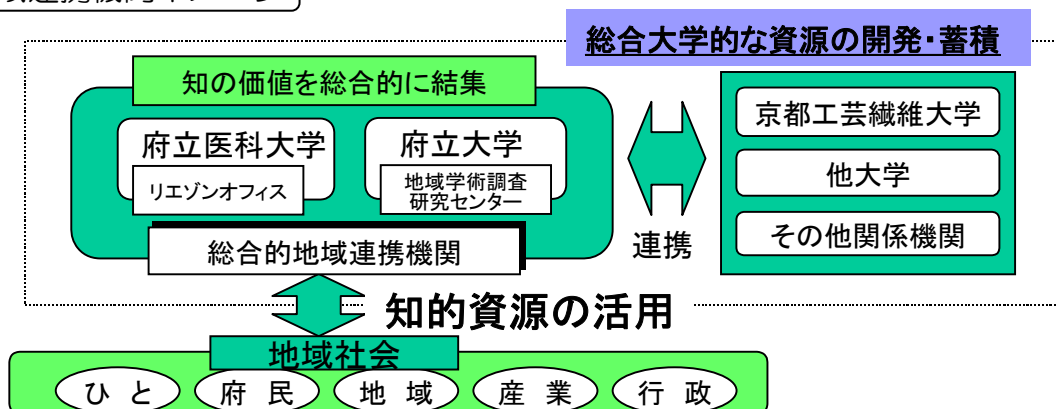
(1) 府民、地域、産業との総合的な地域連携機関の設置による両大学の知的資源の総合管理とワンストップサービス化の実施

- リエゾンオフィス、地域学術調査研究センターとの連携と共通窓口の設置
- 研究成果の地域への還元と積極的な公表

(2) 地域連携機関を中心とした産学公連携等積極的な地域貢献策の実施

- 大学連携による幅広い知的資源の提供等
- 産学公連携、行政連携推進のための情報提供とコーディネート機能の強化

地域連携機関イメージ



2 京都府関係機関等との共同・連携

- ◆ 教育・研究に係る能力を活かした行政への協力や協働、行政からの受託研究の展開、大学と行政の人事交流、行政職員の公共政策に係る教育などを積極的に実施
 - ◆ 医大：保健所、府立病院、保健環境研究所、中小企業技術センター など
府大：広域振興局、職員研修・研究支援センター、府立総合資料館、植物園、保健所、中小企業技術センター、農林関係機関、郷土資料館 など
- (1) 講師派遣・人事交流等の拡充、共同研究の推進など連携内容の強化
 - (2) 府・市町村行政等との密接な連携による大学のシンクタンク機能の強化
 - (3) 業務の一部委託や機能の移転等、業務運営の協力、協働
 - (4) システム化、ネットワーク化による業務の効率的推進
 - (5) 医療センターによる地域への医師派遣の推進

IV 生涯教育・社会人教育等の充実

高齢化社会の進展や社会人の学習意欲の高揚などの時代の変化、雇用形態や職業観の変化、技術革新など社会環境の変化が進む中で、府民の幅広い知識習得ニーズに対応するため、大学の知的資源を活かした生涯教育、社会人教育等を積極的に展開する。

1 公開講座・市民講座等の一層の充実

(1) 京都の特色を活かした生涯学習講座の実施

- 京都の文化や資源を活かした新たな講座メニューの検討・実施
 - ・京都学(みやこ学)、観光学、京都検定等に関連した講座、現地見学講座(実際の歴史・文化とふれあう機会を取り入れた講座)など
- シリーズや定期講座の拡充検討・実施

(2) 市町村等と連携した生涯教育の推進

(3) 3大学連携による生涯教育事業の実施

- 生涯教育事業の実施
- 3大学連携による、多彩で豊富な科目の提供

(4) 公開授業の実施など、講義内容の府民への開放

2 社会人コースの創設等社会人の教育機会の拡大

(1) 実学分野での社会人再教育プログラムの拡充

- リカレント学習講座の充実(医療従事者、ケアマネージャー等福祉職員など)

(2) 大学院社会人コースの創設や社会人枠の拡大

- 履修プログラム・履修時間帯等の検討

(3) 京都府、市町村職員等の政策研修の受託や大学院への受入枠の創設

3 府内高校等と府立の大学との連携強化

- ◆高等学校教育と大学教育の円滑な移行が図れるよう、入学者選抜以外での関係構築が必要
- ◆府立大学では高校生を対象とした模擬授業や小学校・中学校・高等学校への学生ボランティアの派遣等の連携を実施

(1) 府立の大学の教育・研究内容の積極的な情報提供

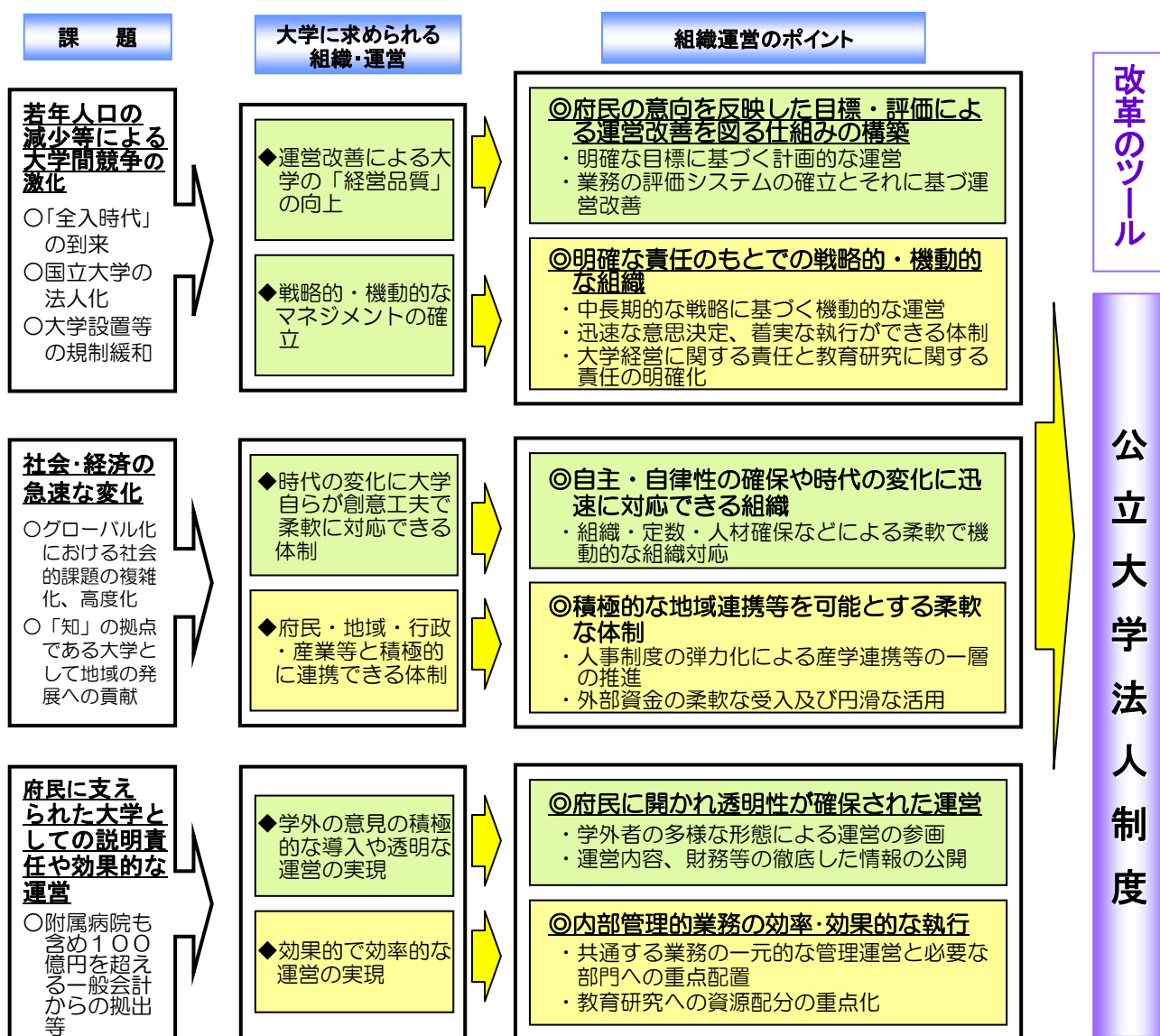
(2) 授業カリキュラムの開発支援等での府立高校との連携強化など、府立の大学と府内高等学校等との協力・連携体制の構築。

V 運営基盤の強化

大学を取り巻く課題や環境変化に対応して、教育研究等の充実を図るためには、大学の自主的な考え方を尊重するとともに、その成果に対する大学の責任を明確にすることにより、これまで以上に大学が意欲的に、また柔軟に教育研究を進めていくことができるよう、大学の組織・運営を見直すことが必要になっている。

また、大学を設置する京都府としても、中長期的な運営目標等に基づいて、教育研究の成果を的確に評価し、府民や学生の視点で改善を図りながら、大学の教育研究の進展を支えていくことが重要となる。

このような自主性と責任、的確な評価に基づいて運営基盤の強化を図るため、公立大学法人制度を導入する。



公立大学法人制度の導入により大学の持つ資源の教育・研究への重点化を図り、府民に関われた自主・自律的で機動・戦略的な組織・運営体制を確立する。

1 組織・運営の改革の内容

(1) 府民の意向を反映した目標・評価による運営改善

【現行】目標・評価に関する制度は、評価機関による教育研究評価と各大学が実施する自己点検評価のみ。

【法人化後】現行に加えて、府民の意向を反映させた中期目標の策定とそれに基づく中期計画・年度計画等の策定・評価を行うこととなり、学生や府民の視点での運営改善の仕組みが確立

- ・ 京都府が大学の意見を聞いて中期目標を作成、府民・府議会等の意向反映(議会議決)
- ・ 京都府が設置する評価委員会による運営評価の実施
- ・ 府立医科大学附属病院での更なる経営改善の実施

(2) 明確な責任のもとでの戦略的・機動的な組織

【現行】教授会や評議会が運営全般について審議し、学長が執行。

【法人化後】法人の「経営」と大学の「教育・研究」の機能分担を明確にし、迅速・機動的な意思決定と業務執行の実施

- ・ 経営に関する重要事項を審議する機関（経営審議会(仮称)）
→学外者参画による民意反映
- ・ 教育研究に関する重要事項を審議する機関（教育研究審議会(仮称)・教授会）
→教育研究への重点化

(3) 自主・自律性の確保や時代の変化に迅速に対応できる組織

【現行】京都府の地方機関であることから、予算、組織、人事など行政組織と同じルールが適用され、弾力的な運営という点で課題。また、大学の職員も府職員であることから、採用、人事異動も府全体の中で実施

【法人化後】京都府から独立した別法人として、予算の編成や執行、組織・定数など、自主自律的で柔軟な設計や対応が可能

- ・ 事務職員の独自採用など専門職員の育成による事務部門及び附属病院の機能の強化
- ・ 附属病院でのより一層の医療サービスの充実と向上

(4) 積極的な地域貢献等を可能とする柔軟な体制

【現行】府立の大学職員には地方公務員法等が適用されており、教職員の兼業・兼職が一定制限。また外部資金の受入手続きが煩雑

【法人化後】現行の関係法令にとらわれない柔軟な体制と任用による教職員の地域貢献活動等の多様化を促進し、地域や企業・団体等との連携体制を確立

- ・ 教員の兼業・兼職が弾力化され産学公連携にも柔軟に対応可能
- ・ 外部資金の受入の柔軟化と円滑な活用

(5) 府民への説明責任を果たし透明性が確保された運営

【現 行】大学の財務や運営内容についての情報提供が十分とはいえず、府民への説明責任が大きな課題

大学運営に学外者の参加がなく、外部の声は大学に届きにくい状況

【法人化後】府民に支えられた大学として、積極的な情報提供により、議会や府民に対する説明責任を果たすとともに、寄せられた府民の意見を大学運営の改善に反映

- ・ 財務諸表など大学運営状況の幅広い公表
- ・ 経営審議機関や教育研究審議機関等への学外者の参画

(6) 内部管理的な業務の効率・効果的な執行

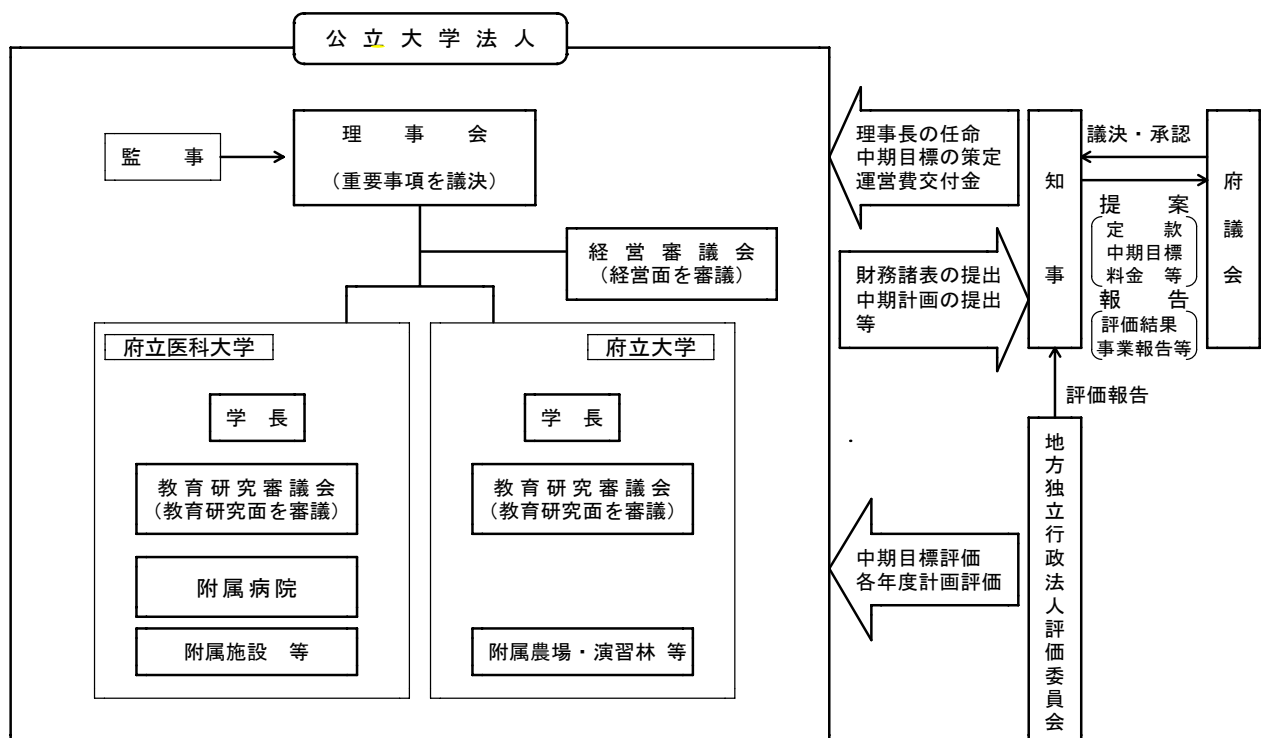
【現 行】両大学それぞれで事務局を置いていることから、庶務部門等で重複する業務が存在

【法人化後】法人内で共通する内部管理的な業務を集約し、一元的に行うことができる体制を構築することにより、教育・研究など他分野に重点化

- ・ 1法人化により庶務・人事・会計等事務部門を集約化（経営統合）

2 京都府が設立する法人の概要（案）

※機関等の名称は仮称

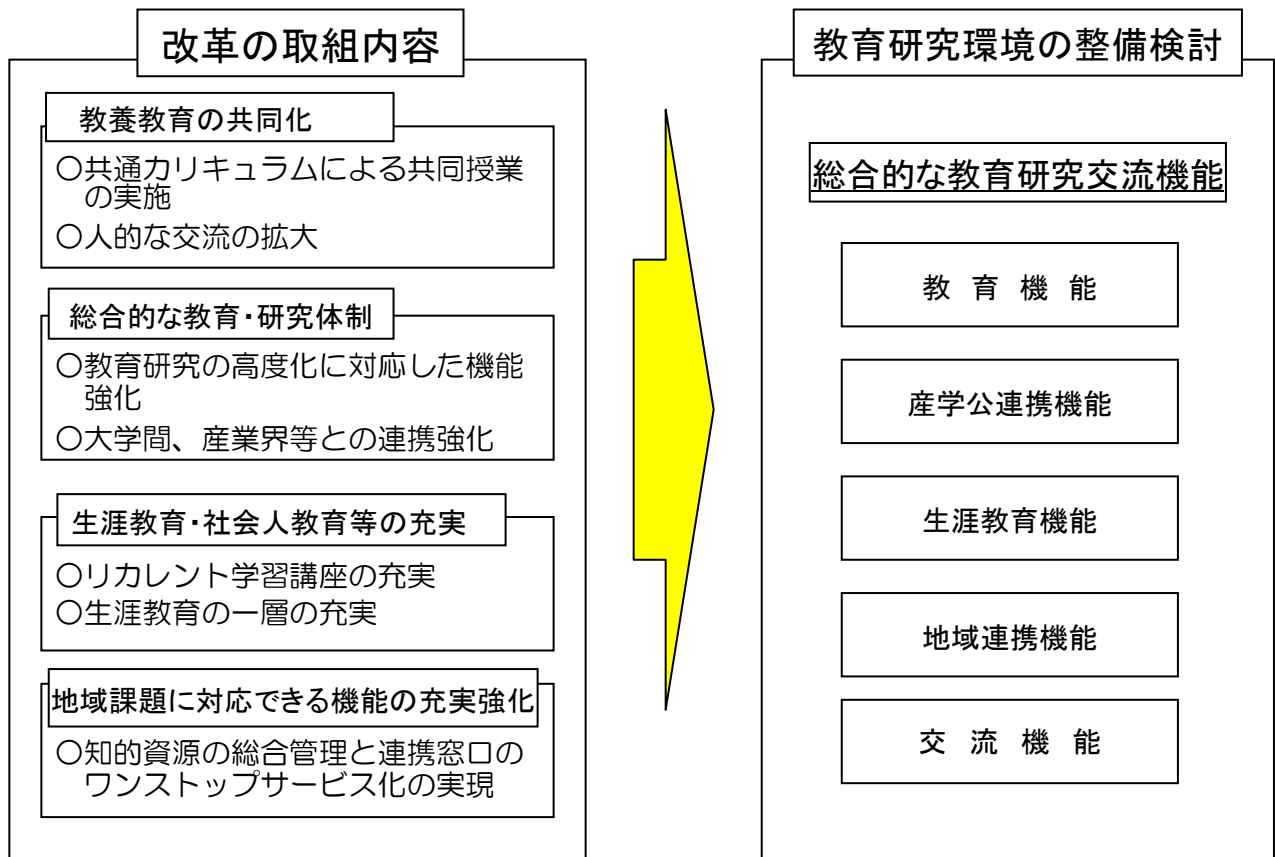


※ 法人制度設計を具体化した基本方針を早期に策定

VI 教育研究環境の整備

大学改革を実施するために必要な教育研究環境の整備を図ることとし、教養教育、専門教育、研究、生涯教育・社会人教育や府民・産業・地域の総合的な教育・研究の交流拠点の整備を検討する。

1 検討方向



2 教育研究環境整備の検討課題

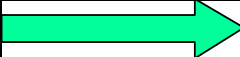
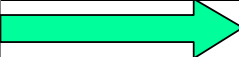
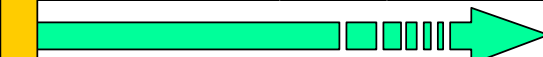

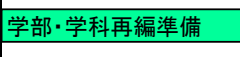

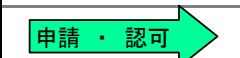
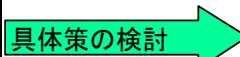

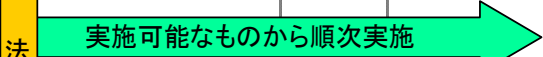
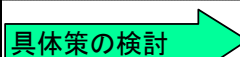

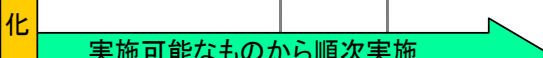



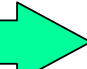
- 府立医科大学花園学舎のあり方検討
- 府立大学キャンパスのあり方検討
- 旧下鴨農場など府立の大学の各用地等の活用検討

5 計画の実行

I 計画の進め方

- 法人化・学部再編等は平成20年度実施
- 実施可能なものから順次実施

II 改革の工程表

| | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度以降 |
|----------------------------|--|--|---|---|---|
| 教養教育 共同化 |  ○共同化に向けた 条件整備 |  ○共同化の一部試 行 |  ○共同化の一部試行 |  | ○共同化の 本格実施 (合同授業 の実施) |
| 府立大学 学部学科 大学院の 再編 |  学部・学科再編準備 ○各種資料作成 ○文部科学省調整 |  申請・認可 ○学部設置認可 申請等 | ○4月:学部・学科・ 大学院の 設置 | | |
| 医科大学 大学院修 士課程の 設置 |  申請・認可 ○大学院設置認可 申請 | ○4月:大学院設置 | | | |
| 社会人教 育の充実 |  具体策の検討  | |  実施可能なものから順次実施 | | |
| 行政連携 等の推進 |  具体策の検討  | |  実施可能なものから順次実施 | | |
| 法人化 |  具体策の検討 ○法人化基本方針 の策定 | ○定款・中期目標 等必要項目の 決定 ○法人設置申請 | ○4月:法人設置 | | |
| 施設整備 |  構想策定 | 基本計画 | 実施計画 | 建設  |  |

自己評価委員会活動報告（平成18年度）

委員会開催等主な活動

平成18年

4月17日 第1回委員会

- ・ 教員データ管理システムについて
- ・ 2005年度年次報告書について
- ・ 第三者評価準備会の進捗状況
- ・ 第三者評価と次期『府大白書』
—全学自己評価委員会の今後の取り組みをめぐって—

8月11日 第2回委員会

- ・ 2005年度年次報告書、2006年度年次報告書について
- ・ 自己評価・点検項目について
- ・ 今後の自己評価のあり方について—次期『府大白書』について—

10月2日 第3回委員会

- ・ 第三者評価準備会の報告と全学自己評価委員会の今後の取り組み
- ・ 2005年度年次報告書の進捗状況、2006年度年次報告書について
- ・ 本年度の個人データの収集

11月10日 第4回委員会

- ・ 研究に関する外部評価の実施方法について
- ・ 教員個人データの収集について
- ・ 2005年度年次報告書について
- ・ 2006年度年次報告書について

平成19年

1月30日 第5回委員会

- ・ 研究に関する外部評価の実施方法について
- ・ 2006年度の個人データの収集について
- ・ 2005年度年次報告書について
- ・ 2006年度年次報告書について

3月26日 第6回委員会

- ・ 第三者評価準備委員会の報告について
- ・ 教員個人データの収集について
- ・ 平成18年度年次報告書について

自己評価委員会名簿（平成18年度）

（平成19年3月31日現在）

| | |
|------|---------------|
| 委員長 | 上島 享（文学部） |
| 副委員長 | 長谷川 豊（福祉社会学部） |
| 副委員長 | 山川 肇（人間環境学部） |
| 委員 | 青木 博史（文学部） |
| | 大田 直史（福祉社会学部） |
| | 石田 昭人（人間環境学部） |
| | 松村 和樹（農学研究科） |
| | 渡部 邦彦（農学研究科） |
| | 塩見 郁夫（庶務課） |
| | 山口 清史（会計課） |
| | 藤村 耕三（学務課） |
| | 梅村 健一（図書館） |

編集後記

『飛翔なからぎ 京都府立大学自己点検・評価年次報告書 2006』を発行する運びとなりました。皆さま方の多大なご協力をたまわり、厚く御礼申し上げます。

今回は、差し迫る第三者評価に向けた本学の評価活動について、現状並びに経過報告、法人化と評価システムについての講演録など、評価活動に係る内容を掲載するとともに、平成18年度から開始した授業評価アンケート結果の報告や7回目となる全学FD研究集会など、学内の諸委員会活動の報告等を掲載いたしました。最後には資料編を設けて、学内における様々な新たな取り組みについても報告しています。

評価活動は調査・点検を通して現状を正確に把握するところから始まります。本報告書の編集にあたって学内の諸活動の状況をできるかぎり記録、報告しようと努めてきました。第三者評価に向けた評価体制の発展強化と取り組みの活発化が図られるなかで、今後とも充実した内容の報告書づくりを目指したいと思います。そのためにも、皆さまの叡智を是非ともお借し下さい。忌憚のないご意見をお待ちしています。